

志布志市本庁舎移転基本方針

(平成30年12月策定・令和元年5月改訂)

- 1 本庁舎移転の方針
- 2 本庁舎移転の考え方
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 段階的移転計画について
- 3 短期計画について
 - (1) 新行政組織図
 - (2) 行政組織の方式
 - (3) 具体的配置計画（庁舎）
 - (4) 具体的配置計画（職員）
 - (5) 駐車場計画について
- 4 本庁舎移転のタイムスケジュール

参考資料……………P14

- I まちづくりの観点からの分析
- II 本庁舎移転による経済効果について
- III 過去の合併協議会での協議結果
- IV 志布志市本庁舎移転検討委員会等での検討経緯

～ 志 布 志 市 ～

1 本庁舎移転の方針

志布志市は、南曾於地区合併協議会での合併協議を経て、平成 18 年 1 月 1 日、曾於郡松山町、同郡志布志町及び同郡有明町の新設合併により誕生しました。

庁舎の位置については、南曾於地区合併協議会において「人口重心地区が有明町地域であることから、新市の事務所の位置は、有明町野井倉 1756 番地、現有明町役場の位置とする。なお、松山町、志布志町のそれぞれの役場に総合的な機能を持つ支所を置くものとする」と決定されています。

その後、新市のまちづくりについては、第 1 次志布志市振興計画において、「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」を将来像とし、農業地域として振興が図られてきた地域と志布志港を中心に商業・物流地域として振興が図られてきた地域とが一体となり、それぞれの個性を尊重し伸ばしてまいりました。

そして、第 2 次志布志市総合振興計画においては、目指すべき本市の将来都市像を「未来へ躍動する創造都市志布志」と設定し、さらに輝く ひと・まち・みなど・ふるさとを目指していくこととしています。

現在のまちづくりは、東九州自動車道や都城志布志道路については、全線開通に向けた年次的な整備促進が図られており、志布志港においても、国際バルク戦略港湾としての整備が飛躍的に進むことが見込まれ、更には臨海工業団地の分譲や企業誘致についても、これまでにない要望を受けての進捗状況であることから、これらを活用することで、南九州の物流拠点として、大きく発展することが可能となります。

このような状況の中で、今後、志布志市が発展していくためには、経済発展の核となる拠点が必要であります。拠点を中心に、人と人の交流、そして、ヒト・モノ・カネ・情報が交流することで大きな経済効果が発生します。具体的には、行政と商工、行政と観光、行政と港湾企業がそれぞれ密接に連携することにより、「タイムリーな情報発信」と「スピード感ある施策の推進」ができるのであり、その拠点が市役所であります。

道路網の整備、港湾の整備により交通アクセスの向上が図られ、この効果を人口増加につなげていくためにも、地理的優位性のある志布志支所を新たなまちづくりの拠点とすべきであります。

これらのことから、志布志市が発展していくために、市役所本庁舎については、地理的優位性のある志布志支所に移転し、新たなまちづくりを推進していきます。

将来都市像

未来へ躍動する創造都市 志布志

【さらに輝く ひと・まち・みなと・ふるさとを目指して】



2 本庁舎移転の考え方

(1) 基本的な考え方

① 管理部門等の移転

本庁全体を志布志支所へ移転することを目標とするが、庁舎の全体スペース・容量的な制限もあることから、段階的に実施していくものとします。

まず、市長・副市長室、管理部門（総務課・財務課・企画政策課）及び港湾商工課を優先的に移転します。

市長・副市長の執務室とその地方公共団体の意思を決定しうる管理部門等を志布志支所に移すことで、その場所が本庁となります。←地方自治法

議会関係（議場）についても、管理部門等と一体として位置付けて、移転による改修計画に含めてまいります。

② 市民サービスの向上

地方自治法第4条では、「市役所事務所の位置は、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な配慮を払わなければならない。」と定めてあり、今回の本庁舎移転についても、市内の関係機関との連携や窓口サービスの取扱い件数を踏まえた効率的な配置等、市民サービスの向上を重点に考えた配置計画とするものであります。

③ 庁舎の有効活用

松山庁舎、有明庁舎及び志布志庁舎が、それぞれの役割を機能しながら、それぞれの地域の拠点となるような利用を推進し、特に今後の有明庁舎の活用を図ります。

(2) 段階的移転計画について

本庁舎移転については、市民サービスの根幹であることから、総合的にそして、短期・中長期の目線、立場に立って検討する必要があります。

その方針としては、短期計画では、今回の管理部門等の移転であり、スピード感をもって取り組むこととします。

中長期計画の検討においては、市民や専門家等を含めた本庁舎に関する調査検討委員会を設置して進めてまいります。この調査検討委員会については、調査研究のために、早い時期での設置を検討します。

～ 段階的移転計画 ～

区分	短期計画	中長期計画
○移転内容	◎管理部門等の移転 市長・副市長室 総務課・財務課・企画政策課・ 港湾商工課 議会関係（議場）	「本庁舎全体の移転」及び「新庁舎建設等」について、調査検討委員会を設置し、調査・研究を行う。
○移転時期	目標 2021年 令和3年1月1日	「本庁舎全体の移転」及び「新庁舎建設等」について、調査検討委員会を設置し、調査・研究を行う。
○環境整備	志布志支所、有明本庁の改修	基金の造成
○その他	有利な財源の活用	志布志支所等の耐用年数を想定して検討していく。

3 短期計画について

(1) 新行政組織図

	志布志本庁 (志布志支所)	有明支所	松山支所	
市長部局	市長			
	副市長			
	総務課	支所長兼地域振興課	支所長兼 総務市民課	
	財務課			
	企画政策課			
	港湾商工課			
	市民税務課			市民環境課
				税務課
	福祉課(志)	福祉課		
		保健課		
		会計課		
	産業建設課		農政畜産課	産業建設課
			耕地林務水産課	
		建設課		
		情報管理課		
農業委員会	分室	分室	農業委員会	
水道課	水道課			
教育委員会	教育長			
	教育総務課	教育分室	教育分室	
	学校教育課			
	生涯学習課			
議会	議会事務局			
	議場			
監査委員		監査委員事務局		

※ 色付き部分が本庁機能となります。

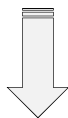
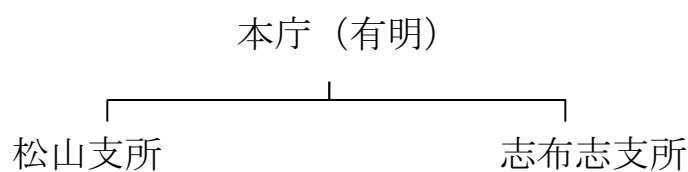
※ 監査委員事務局の配置は、現在検討中。

(2) 行政組織の方式

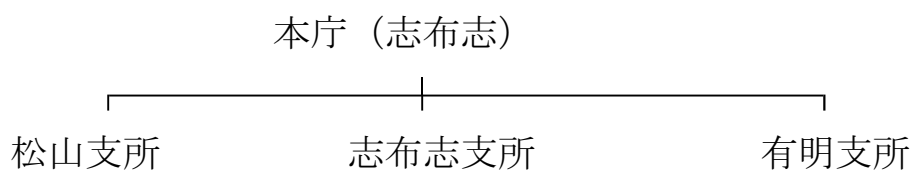
現在は、市長部局の全ての課が、有明本庁にあることから、総合支所方式となっています。

今後は、新たに志布志支所を本庁とし、管理部門等を配置することになりますが、一部の部門においては、本庁機能が有明支所に残ることから、志布志本庁（兼志布志支所）、有明支所及び松山支所という形となり、一部「分庁方式」という整理となります。

■ 現行 = 総合支所方式

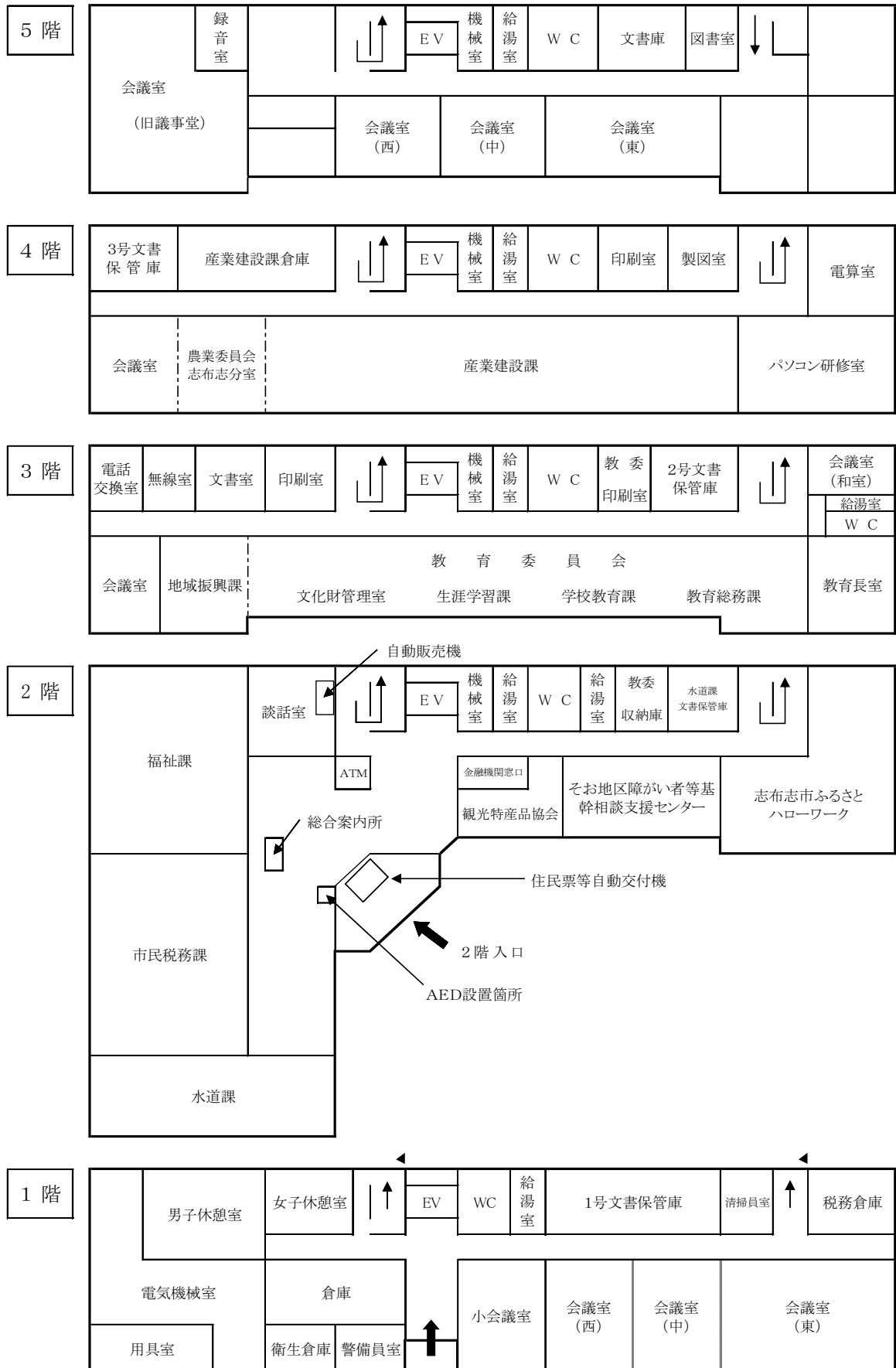


■ 本庁舎移転後 = 分庁方式 かつ 総合支所方式

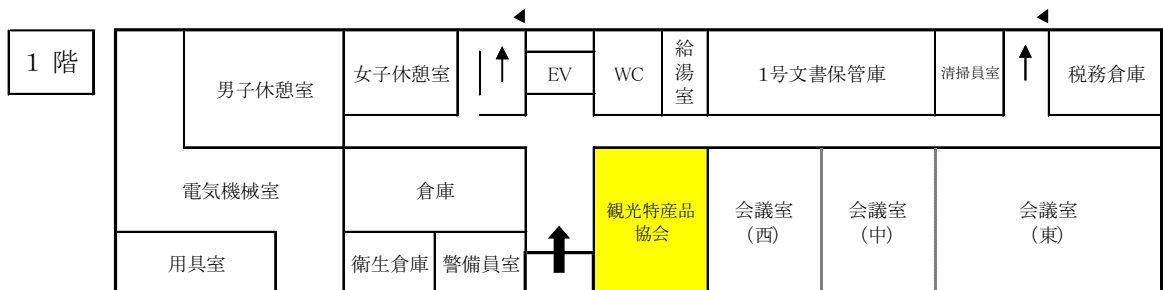
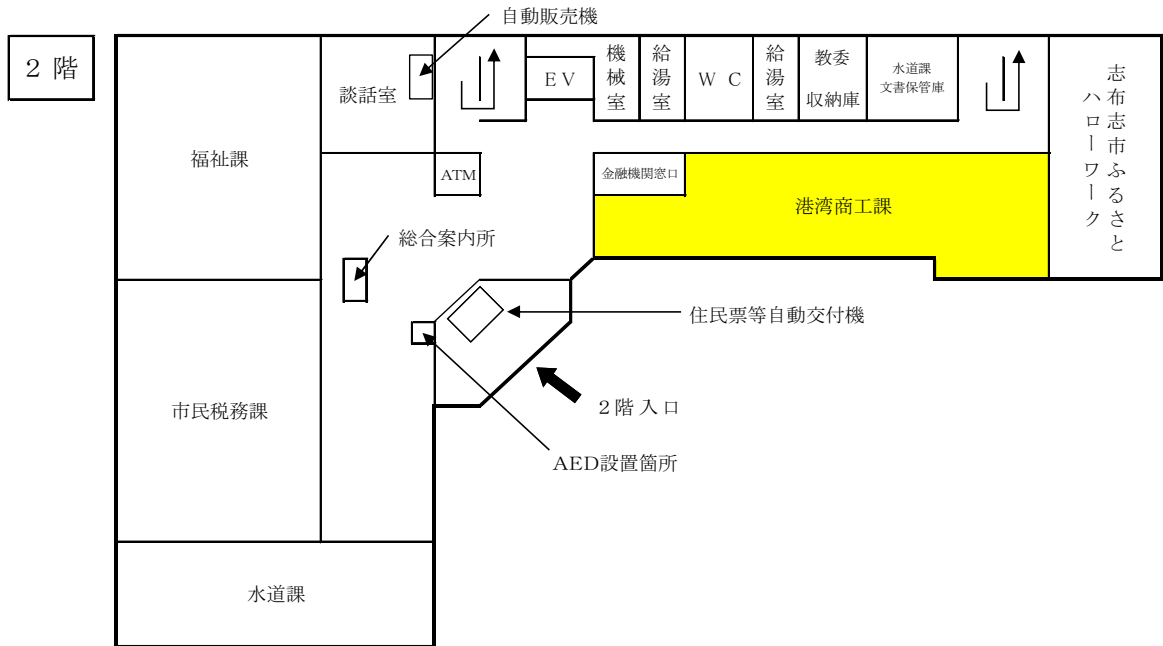
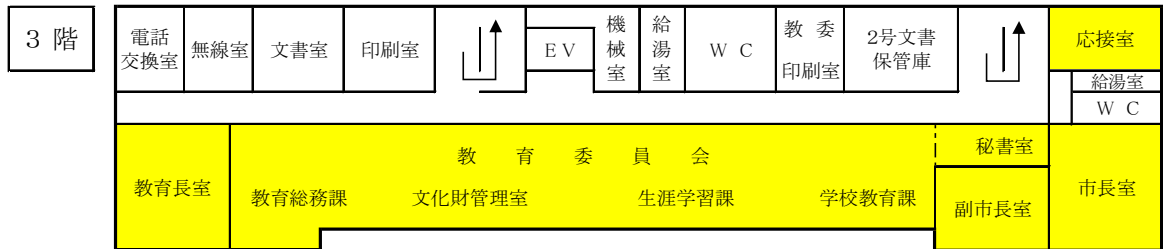
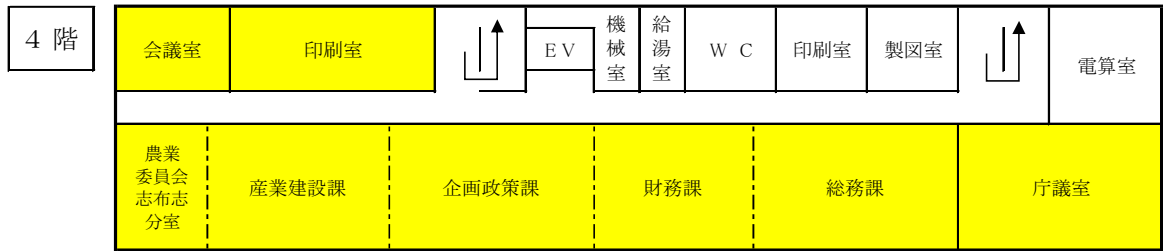
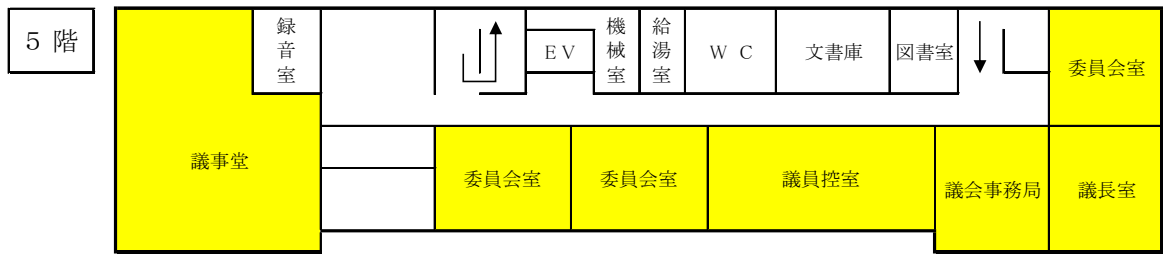


(3) 具体的配置計画 (庁舎)

志布志支所庁舎配置図 (現在)

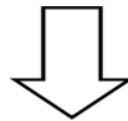
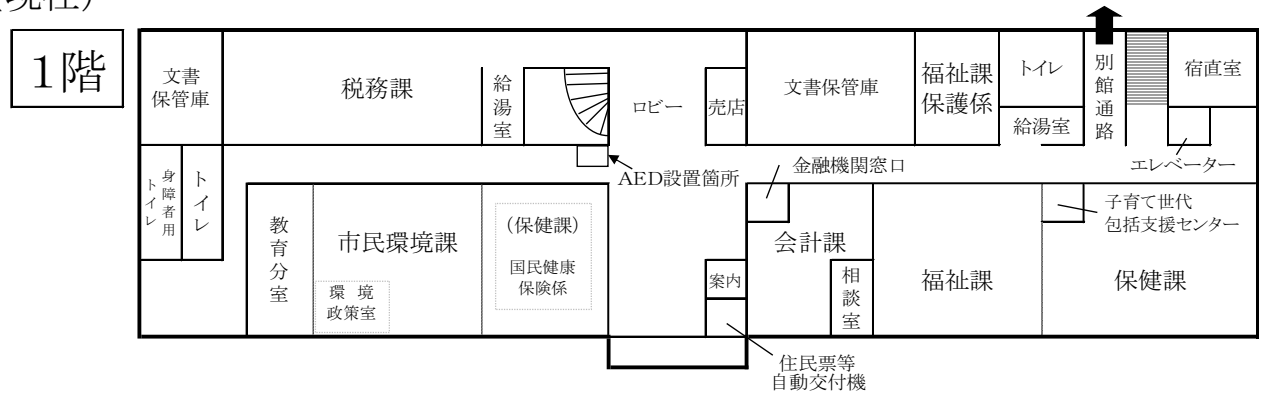


(変更案)

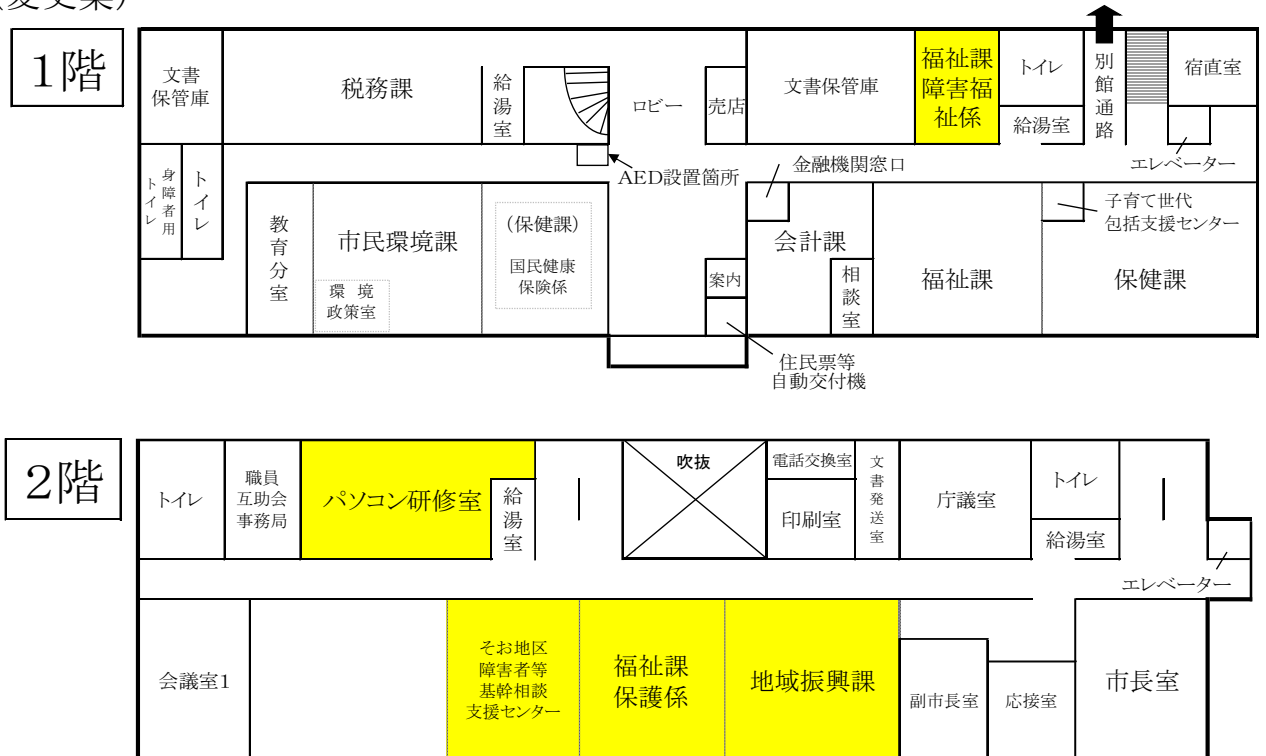


有明本庁庁舎配置図

(現在)



(変更案)



(4) 具体的配置計画 (職員)

(現行体制)

有明庁舎			
課名	職員	臨・嘱	計
総務課	16	10	26
財務課	11	2	13
企画政策課	13	4	17
港湾商工課	14	13	27
市民環境課	12	5	17
税務課	19	16	35
福祉課	23	5	28
保健課	27	17	44
会計課	4	3	7
農政畜産課	19	12	31
耕地林務水産課	10	4	14
建設課	17	6	23
情報管理課	7	3	10
教育分室	1	3	4
農業委員会分室	2	2	4
議会事務局	5	1	6
監査委員事務局	2		2
合計	202	106	308

(移転した場合)

有明庁舎			
課名	職員	臨・嘱	計
地域振興課	5	5	10
市民環境課	12	5	17
税務課	19	16	35
福祉課	23	5	28
保健課	27	17	44
会計課	4	3	7
農政畜産課	19	12	31
耕地林務水産課	10	4	14
建設課	17	6	23
情報管理課	7	3	10
教育分室	1	3	4
農業委員会分室	2	2	4
監査委員事務局	2		2
障がい支援センター	2	6	8
合計	150	87	237

志布志庁舎			
課名	職員	臨・嘱	計
地域振興課	5	5	10
市民税務課	13	5	18
福祉課	8	8	16
産業建設課	10	7	17
水道課	11	6	17
教育総務課	8	3	11
学校教育課	6	3	9
生涯学習課	17	5	22
農委志布志分室	1	2	3
障がい支援センター	2	6	8
観光特産品協会	4	2	6
ふるさとハローワーク	0	4	4
合計	85	56	141

志布志庁舎			
課名	職員	臨・嘱	計
総務課	16	10	26
財務課	11	2	13
企画政策課	13	4	17
港湾商工課	14	13	27
市民税務課	13	5	18
福祉課	8	8	16
産業建設課	10	7	17
水道課	11	6	17
教育総務課	8	3	11
学校教育課	6	3	9
生涯学習課	17	5	22
農委志布志分室	1	2	3
議会事務局	5	1	6
観光特産品協会	4	2	6
ふるさとハローワーク	0	4	4
合計	137	75	212

松山庁舎			
課名	職員	臨・嘱	計
総務市民課	14	10	24
産業建設課	7	4	11
農業委員会	4	2	6
教育分室	1	3	4
合計	26	19	45

松山庁舎			
課名	職員	臨・嘱	計
総務市民課	14	10	24
産業建設課	7	4	11
農業委員会	4	2	6
教育分室	1	3	4
合計	26	19	45

区分	現行体制			移転後			増減 ②-①
	職員数	三役	合計①	職員数	三役	合計②	
有明庁舎	308	2	310	237		237	△ 73
志布志庁舎	141	1	142	212	3	215	73
松山庁舎	45		45	45		45	0
合計	494	3	497	494	3	497	0

(5) 駐車場計画について

① 駐車場の現状について

有明本庁

区分	台数
来庁者	78
庁舎前	31
別館前	47
公用車	75
職員用	424
多目的広場	270
市民グラウンド横	154
合計	577

志布志支所

区分	台数
来庁者	73
公用車	32
職員用	117
職員割当分	20
文化会館東南側	68
文化会館東北側	29
合計	222

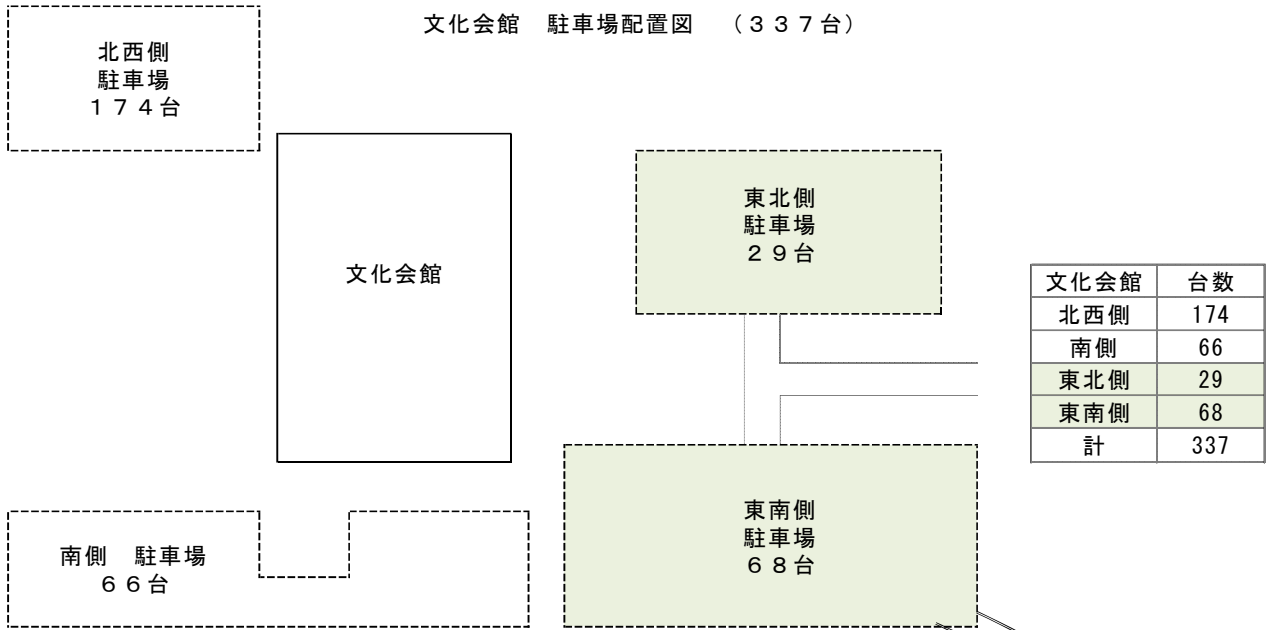
② 現状の分析

来庁者の駐車場については、有明本庁 78 台、志布志支所 73 台となっているが、志布志支所においては、職員割当分を場内許可車両としていることから、これを来庁者用に振替えることで対応することとしたい。

職員用駐車場については、現在利用している文化会館周辺のほか、支所周辺の民間敷地の利用も検討する必要がある。

公用車駐車場については、来庁者用と同様に場内許可車両の振替えでの対応や保健所駐車場の一部の利用について、県と引き続き協議を行っていく。

文化会館 駐車場配置図 (337台)



志布志支所 駐車場配置図 (137台)



4 本庁舎移転のタイムスケジュール

区分	行事等	議会	移転準備
平成30年11月			概算予算の積算
平成30年12月		基本方針の説明	基本方針の決定 まちづくり委員会
平成31年1月			まちづくり委員会
平成31年2月			市民説明会3地区
平成31年3月		施政方針	
平成31年4月			
令和元年5月	元号改正		
令和元年6月		位置条例（R3年1月施行） 予算提案（設計予算）	
令和元年7月			
令和元年8月			入札
令和元年9月			庁舎改修設計（全体）
令和元年10月			庁舎改修設計（全体）
令和元年11月			庁舎改修設計（全体）
令和元年12月			庁舎改修設計（全体）
令和2年1月			
令和2年2月			
令和2年3月		予算提案（工事予算）	
令和2年4月			入札
令和2年5月			庁舎改修工事（建築空調）
令和2年6月			庁舎改修工事（建築空調）
令和2年7月	東京オリンピック		庁舎改修工事（建築空調）
令和2年8月			庁舎改修工事（建築空調）
令和2年9月			庁舎改修工事（建築空調）
令和2年10月	鹿児島国体		庁舎改修工事（建築空調）
令和2年11月			移転作業
令和2年12月			移転作業
令和3年1月			本庁舎業務開始
令和3年2月			
令和3年3月			
令和3年4月			
令和3年5月			
令和3年6月			
令和3年7月			
令和3年8月			
令和3年9月			
令和3年10月			
令和3年11月			
令和3年12月			
令和4年1月			
令和4年2月			

参 考 資 料

- I まちづくりの観点からの分析……………P14
- II 本庁舎移転による経済効果について……………P47
- III 過去の合併協議会での協議結果……………P48
- IV 志布志市本庁舎移転検討委員会等での検討経緯……………P49

I まちづくりの観点からの分析

まちづくりの観点から庁舎位置の分析

「第2次志布志市総合振興計画」、「志布志市都市計画マスタープラン」、「志布志市まち・ひと・しごとこころざし創生戦略」等の上位・関連計画の整理を行い、まちづくりの観点から市内各ゾーンや拠点、交通ネットワーク等の役割について整理し、本庁、志布志支所及び松山支所におけるまちづくりの拠点施設としての役割及びメリット・デメリットについて客観的分析を行う。

分析項目

- 1 まちづくりにおける上位・関連計画等の整理……………P15
 - (1) 第2次志布志市総合振興計画
 - (2) 志布志市まち・ひと・しごとこころざし人口ビジョン創生戦略
 - (3) 志布志市都市計画マスタープラン
 - (4) 志布志市地域公共交通網形成計画
- 2 地域別のまちづくりの方向性……………P24
 - (1) 松山地域のまちづくり構想
 - (2) 志布志地域のまちづくり構想
 - (3) 有明地域のまちづくり構想
 - (4) 本庁・各支所周辺の位置付けの整理
- 3 都市拠点・地域生活拠点等の役割整理……………P32
 - (1) 本庁・各支所の位置や周辺の状況
 - (2) 行政サービスの利便性
 - (3) 行政運営の利便性
 - (4) 防災拠点
- 4 分析結果 ……………P46
 - ・課題と今後の方向性
 - ・行政の中心機能としてのメリット・デメリット

1 まちづくりにおける上位・関連計画等の整理

各計画における志布志市のまちづくりの方向性

上位関連計画において「まち」の観点からこれまで位置づけられてきた主な方向性を整理する。

(1) 第2次志布志市総合振興計画

計画の概要

策定年	平成29年3月
計画の位置付け	総合的かつ計画的な市政運営を図るための市の最上位計画
基本理念・目標等	基本理念：“志”あふれるまち 将来都市像：未来へ躍動する創造都市 志布志 【さらに輝く ひと・まち・みたと・ふるさとを目指して】

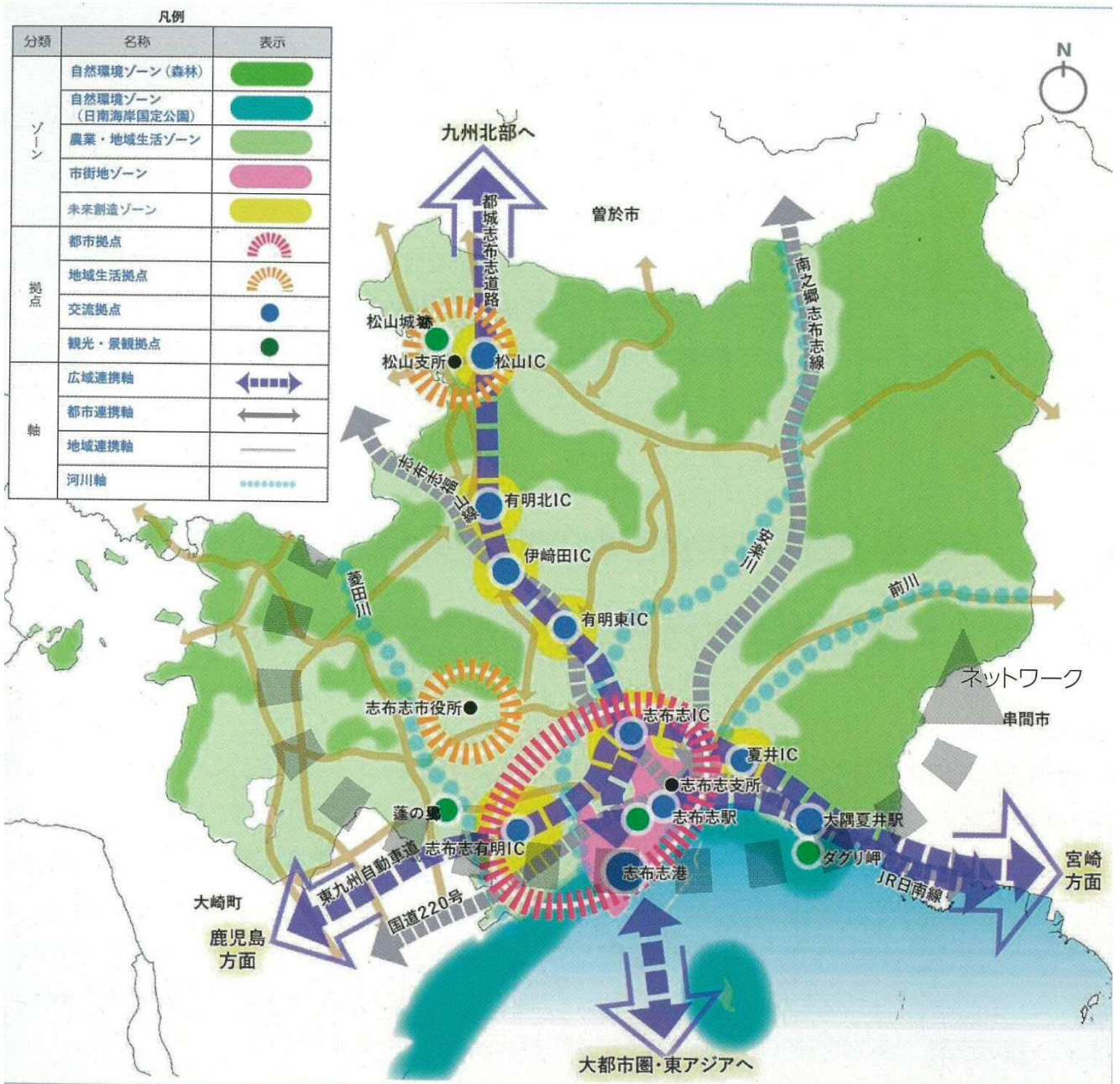
「まち」に関する主な方向性

●まち構造の方向

(1) 都市機能の分担という考えの下での将来像のイメージ	
自然環境ゾーン	豊かな自然などの地域資源が生かされるとともに、公共交通の利便性の向上等により、観光事業による交流人口が増加しています。 また、自然環境は、あらゆる主体により適切に保全活動が行われ、災害危険性の高い地域においては、市街化の抑制がされ安全性が確保されています。
農業・地域生活ゾーン	1次産業の生産活動が営まれるとともに、市街地ゾーンが供給する雇用や医療・福祉等のサービスによって、快適な居住環境が実現しています。 また、公共交通によって、市街地ゾーンへのアクセスが確保されるとともに、公共施設の集約化等により効率的な行政サービスが提供されています。
市街地ゾーン	住宅地、商業地、工業地など適切に土地利用がコントロールされ、秩序のある美しいまちが形成されています。 また、道路、交通、産業、情報インフラ等の都市環境が整備され、医療・福祉、教育・文化、産業、交通、行政などの機能集積により、本市の核となる拠点を形成しています。
未来創造ゾーン	志布志港、東九州自動車道や都城志布志道路の整備が飛躍的に進むことが見込まれることにより、地域の一体化と持続化を見据えた行政・医療等の集約的な配置が実現するとともに、公共交通の利便性の向上等により、それぞれの地域での生活が可能な医療・福祉等のサービスが効率的に提供されています。 さらに、志布志港の利便性の向上と利用拡大により、各ゾーンとの機能連携が図られ、将来の動向を見据えた土地利用が進み、広域的な交流拠点を形成しています。
(2) 拠点とネットワーク	
都市拠点	行政・商業・観光・医療等のサービス機能の広域的な拠点として、都市機能の維持・集約や都市基盤の充実・強化を図ります。
地域生活拠点	各地域の文化や生活の拠点として、都市機能の維持・集約を図ります。
交流拠点	インターチェンジや駅は交通利便性を生かした拠点形成、志布志港は国際的な物流拠点として、整備促進します。
観光・景観拠点	本市を特徴付ける観光や景観の拠点として、景観整備や機能の充実を図ります。
ネットワーク	志布志港の整備効果を生かす広域的なネットワークの形成を図ります。 また、市民生活圏の拡大に対応して、各地域間のネットワークを形成し、利便性の向上を図ります。

(3) 拠点間を結ぶ道路や河川などまちの骨格となる要素	
広域連携軸	都城志布志道路を基軸とした曾於方面や都城方面など本市の北部隣接地域、東九州自動車道及びJR日南線を基軸とした鹿屋方面や日南方面など本市の東西の隣接地域、志布志港航路を基軸とした九州全域、全国、海外と結ぶ本市の広域的な物流や人的交流を促す軸として、整備促進、機能強化を図ります。
都市連携軸・地域連携軸	県道志布志福山線や南之郷志布志線を基軸とした曾於方面や都城方面など本市の北部隣接地域と国道220号を基軸とした鹿屋方面や日南方面など本市の東西の隣接地域との物流や人的交流を促進するため、周辺市町、地域間を連携する軸として機能の維持強化を図ります。
河川軸	菱田川、安楽川、前川を基軸とした市民の身近な憩いの場として、良好な水辺環境や景観の保全を図ります。

■将来都市構造



● 「まち」に係る主要な方針・施策（要約）

基本目標 1 <都市基盤> 「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまち

個別目標 1-1 交流と物流を支える基盤が充実するまち

- ・志布志港の整備・機能充実 ・広域道路網の整備促進 ・基幹道路の整備
- ・公共交通機関の維持と利便性の向上

個別目標 1-2 適切かつ計画的な土地利用によるコンパクトなまち

- ・地域課題に応じた計画的な整備

基本目標 2 <生活環境> 自然や風土と共生する安心で豊かなまち

個別目標 2-1 憩いにあふれ住みたくなるまち

- ・公営住宅等の充実・整備 ・移住・定住の促進
- ・生活道路の整備 ・公園・緑地の充実

個別目標 2-2 安全で安定した水が確保されるまち

- ・良質で安定した水の供給

個別目標 2-3 ものを大切にし、自然環境にやさしいまち

- ・生活排水の適正な処理の推進 ・水資源の保全 ・生物多様性の保全

個別目標 2-5 誰もが安心できる災害に強いまち

- ・防災・減災対策の充実

基本目標 3 <産業経済> 大地の力と海の恵みを生かした魅力あふれるにぎわいのまち

個別目標 3-1 雇用が生まれ経済活動が活発なまち

- ・企業誘致の推進

個別目標 3-2 1次産業が発展し続けるまち

- ・1次産業の振興 ・生産基盤の整備

個別目標 3-3 商工業が発展し続けるまち

- ・商工業の基盤強化 ・商業の振興

個別目標 3-4 地域資源を生かした観光のまち

- ・観光資源の整備、活用 ・PR・誘客活動の推進 ・「おもてなし」のまちづくり

基本目標 5 <教育・文化> 心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち

個別目標 5-3 文化を守り・育み・つなげるまち

- ・文化芸術活動の推進と文化事業の充実
- ・伝統文化の保存・継承及び歴史的文化遺産の保存・活用

(2) 志布志市まち・ひと・しごと ころざし人口ビジョン創生戦略

計画の概要

策定年	平成 27 年 10 月（平成 30 年 7 月改訂）
計画の位置付け	国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策 5 原則等を基に、本市における人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指すもの
基本理念・目標等	基本理念：“志”遊学育（しゅうがくいく） ～志を持つ若者が志布志で学び育み未来を創る～

「まち」に関する主な方向性

●まち構造の方向（要約）

<p><u>基本目標 1 志布志にしごとをつくり、安心して働けるようにする</u> ～志布志港を最大限に活用した地域浮揚の実現～ ・工業団地の拡充を含めた企業誘致の取り組み強化 ～人が行き交い、賑わい溢れる千軒町の再生～ ・空き店舗等を活用した賑わいのある商店街の構築</p> <p><u>基本目標 2 志布志への新しい人の流れをつくる</u> ～移住者を引き付ける、魅力ある定住移住政策～ ・移住者の受入態勢の充実、空き家実態把握および活用に向けた取組強化 ～「何度も訪れたいまち志布志」の実現に向けた観光政策の充実～ ・観光分野の強化を通じた交流人口の増大</p> <p><u>基本目標 4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る</u> ～志のあふれる共生協働のまちづくり政策～ ・市町村マスタープランの策定 ・公共交通ネットワークの構築及び交通空白地域の解消の検討 ・公共施設の統廃合・長寿命化及び更新の計画的な実施 ・定住自立圏の効果的活用</p>
--

(3) 志布志市都市計画マスタープラン

計画の概要

策定年	平成 30 年 3 月
計画の位置付け	都市計画法に位置づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、市が定める都市計画の最も基本となるもの
基本理念・目標等	基本理念：“志” あふれるまち（総合振興計画に整合） 計画の志：快適～快適に暮らせる、みんなに優しいまちを目指します。 安全～安心して暮らせる、自然災害に強いまちを目指します。 活力～いきいきと暮らせる、にぎわいのあるまちを目指します。 継承～まちの文化・財産を受け継ぎ、 愛着を持って暮らせるまちづくりを進めます。

「まち」に関する主な方向性

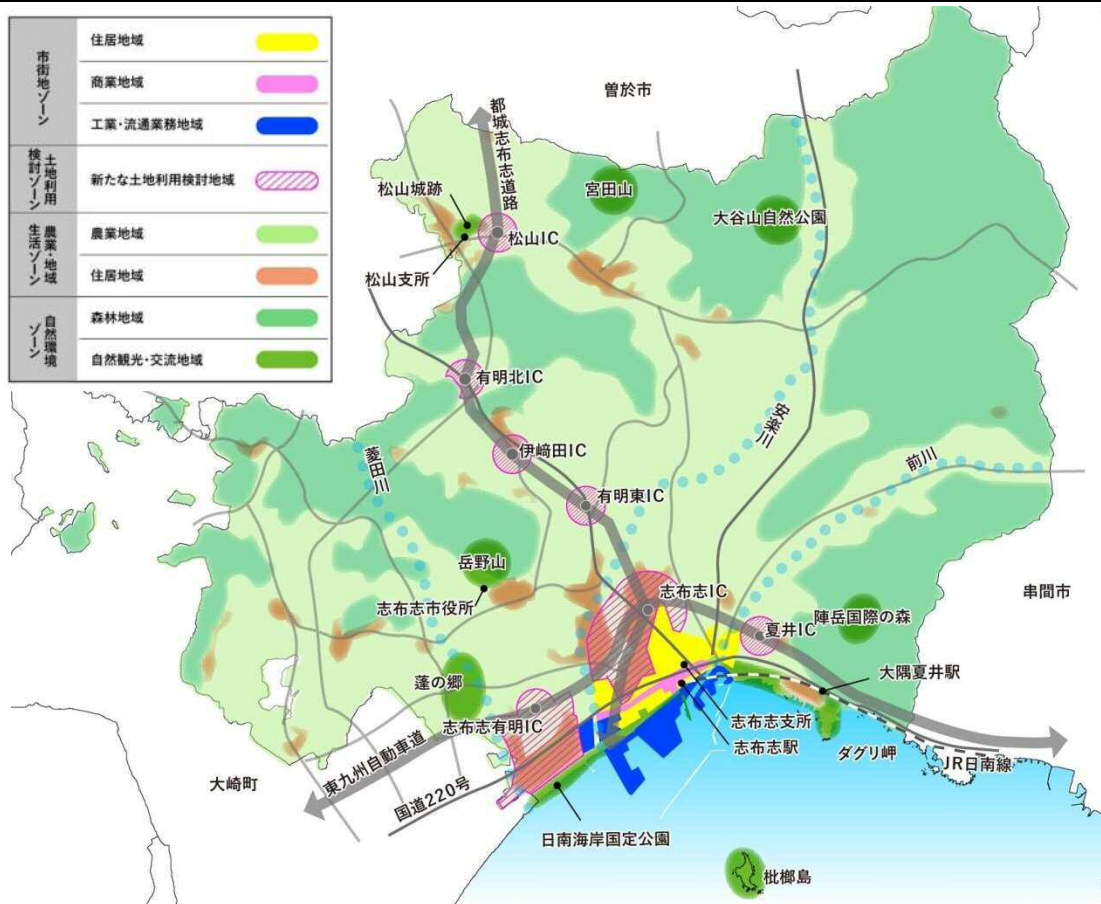
●土地利用の方針（要約）

市街地ゾーン：港湾部の市街地（用途地域）を市街地ゾーンとし、住居地域、商業地域、工業・流通業務地域をそれぞれ位置づけている。

土地利用検討ゾーン：東九州自動車道・都城志布志道路の I C 周辺部及びアクセス道路沿道部を新たな土地利用検討ゾーンとして位置づけている。

農業・地域生活ゾーン：市街地の後背部に広がる農地一体を農業・地域生活ゾーンとし、農業地域と支所周辺や各集落等の住居地域を位置づけている。

自然環境ゾーン：山林等豊かな自然環境を自然環境ゾーンとし、森林地域と自然観光・交流地域を位置づけている。



●拠点整備の方針

・拠点整備の基本的な考え方

本市は志布志港を主軸に陸海交通の要衝として流通機能を中核に発展し、港を中心としたまちづくりが行われてきました。また、広大な農地や温暖な気候を活かした特色ある農業や畜産を支えてきた集落が点在しています。しかし、人口減少や高齢化が進む中で、商店街の空き店舗が増加するなど、市街地のにぎわいや求心力が低下し、集落では商店の閉店による利便性の低下や地域コミュニティ活動の衰退が進んでいます。

そこで、合併後の市域全体の一体的な発展や市民の生活環境の維持・向上のために、市域全体の都市活動の中心となる「都市拠点」と、農村集落など各地域のコミュニティを支える「地域生活拠点」の形成によるメリハリのある都市構造を目指します。

都市拠点及び地域生活拠点となる場所

都市拠点	・志布志市街地
地域生活拠点	・市役所周辺 ・松山支所周辺

・拠点整備の方針

<都市拠点>

■市の顔となるコンパクトでにぎわいのある商業核

商店街や志布志支所、鉄道駅等の都市拠点における市民生活の核となる施設の周辺では、基本的な都市基盤の整備・充実、土地利用の明確化や低未利用地の有効利用等による商業・業務施設の集積を図り、本市の顔となるコンパクトでにぎわいのあるまちづくりを進めます。

特に、JR志布志駅周辺については、安全・快適な交通拠点、おもてなしの玄関口となる観光・交流拠点としての機能を強化するため、駅周辺の都市基盤の高質化や総合観光案内所の更なる充実を図ります。

■志布志港や高速交通網の整備による広域的なネットワーク核

九州で唯一「国際バルク戦略港湾（穀物）」に選定されている志布志港は、本市や周辺市町村の地域産業を支える広域的な物流促進、モーダルシフトによる環境負荷軽減、観光やスポーツ合宿等の交流促進など、本市の産業や交流の面において今後もより重要性が高まることから、その整備や利用の促進に努めます。

また、国内外の都市と本市との物流の主軸を担う志布志港と、東九州自動車道や都城志布志道路のICへのアクセスを強化し、広域的な物流体系を構築するとともに、港やIC周辺の物流関連施設の整備・充実を図り、活力ある産業基盤の維持・形成に努めます。

■自然、歴史、スポーツ等の地域資源を活かした交流核

日南海岸国定公園やスポーツ合宿等の拠点となる志布志運動公園などの港湾部の公園緑地、武家屋敷や山城跡が残る歴史的な特徴のある麓地区については、都市拠点における観光や交流の核として、その魅力の保全と活用に努めます。

■市街地環境の改善

都市基盤上の問題を抱える既成市街地や商業的利用価値の高いJR志布志駅周辺においては、市街地開発事業に関する検討を行い、効率的かつ効果的な整備に努めます。

■ソフト・ハード両面からの防災対策

都市拠点に集積している市民の生命や財産、産業基盤や公共施設等を地震、津波、台風等の自然災害から守るため、津波対策整備事業や急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業を計画的に導入するとともに、ハザードマップの活用や防災訓練等による市民の自主的な防災意識の向上を図り、災害に強い拠点形成を図ります。

■市民や民間事業者等の知恵や活力を活かしたまちづくり

商店街のにぎわいや地域コミュニティの活性化、麓地区の歴史資源を活かした観光まちづくりなどにおいては、積極的な市民参加や官民連携施策の検討を図り、市民や事業者など多様な主体が中心となったまちづくりを進めます。そのために、地域づくりの主体となる団体への活動支援や、まちづくりに関する行政情報の発信に努めます。

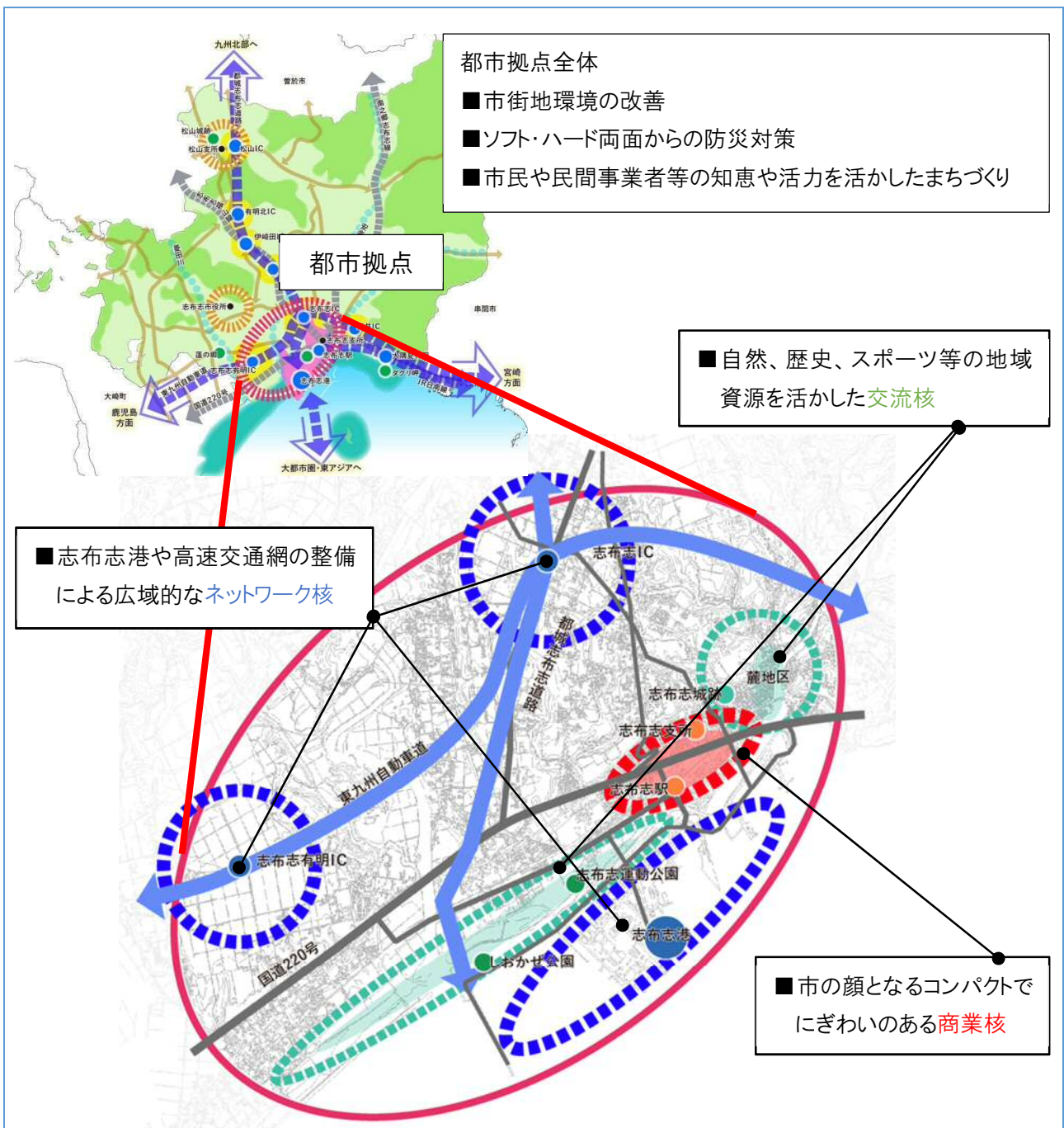


図 都市拠点の整備方針

<地域生活拠点>

■周辺の集落の生活利便性を維持する小さな拠点づくり

地域生活拠点は、周辺集落での永続的な生活や地域のコミュニティを維持するための身近な拠点として、支所や公園といった公共施設、商店や診療所などの便利施設といった地域生活の核となる場所の確保・集積を図るとともに、都市拠点や周辺集落との交通アクセスや情報伝達の円滑化によるネットワーク形成を図ります。

■農業・畜産業の生産基盤や交通基盤を活かした地域産業の活性化

IC や都市拠点へのアクセス強化により、交通基盤を活かした農畜産物の流通・物流の改革を促進し、産地体制の強化を図ります。また、志布志ブランドとなる豊かな1次産品のPRや6次産業化の拠点として道の駅などを活用し、地域産業の活性化を図ります。

■地域コミュニティが主体のまちづくり

防犯体制や災害時の共助、地域の歴史文化の継承において重要となる地域コミュニティ活動の活性化を図るため、活動拠点の充実やふるさとづくり委員会を通したイベント時のサポートなどの活動支援を図ります。また、地域生活の様々な課題解決に自ら取り組む地域コミュニティ形成を促進します。

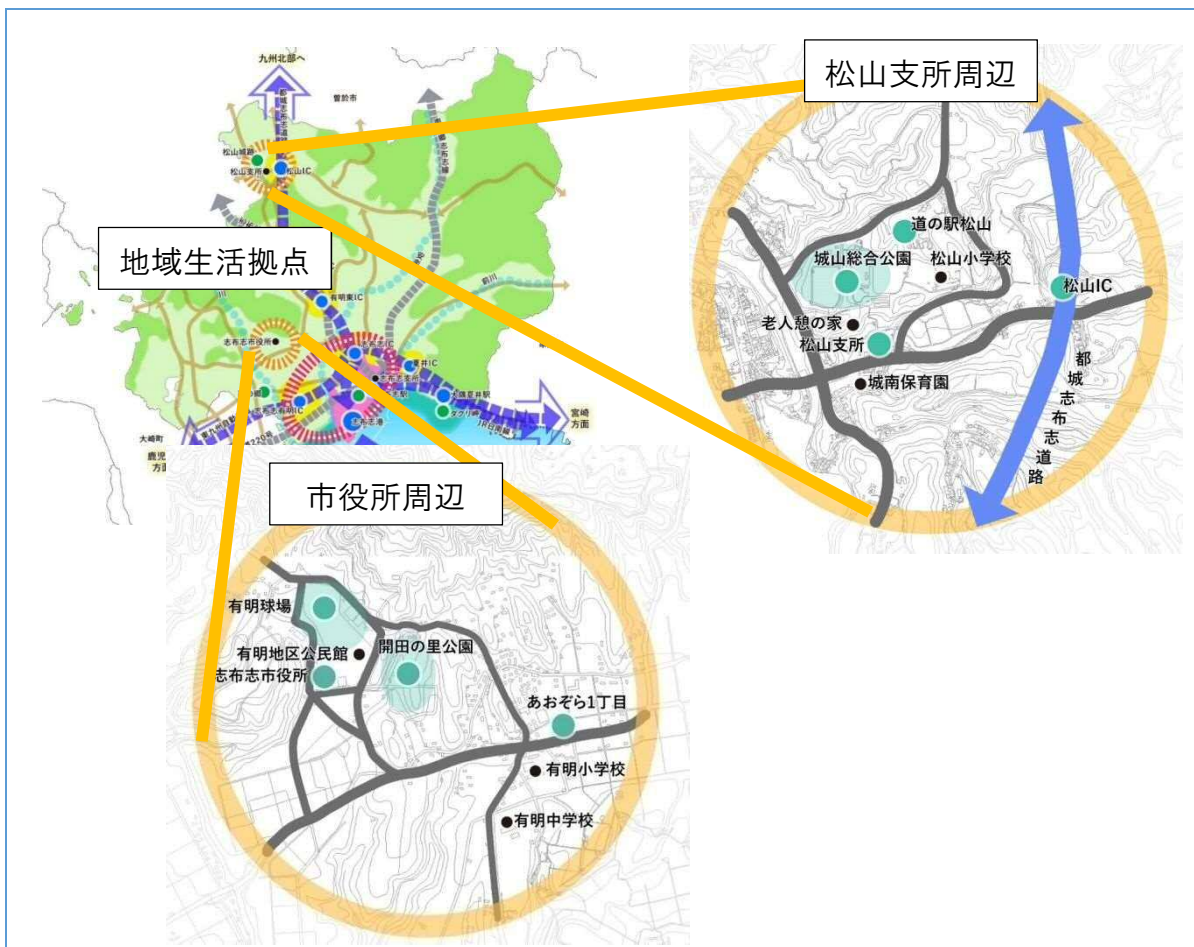


図 地域生活拠点の主要施設

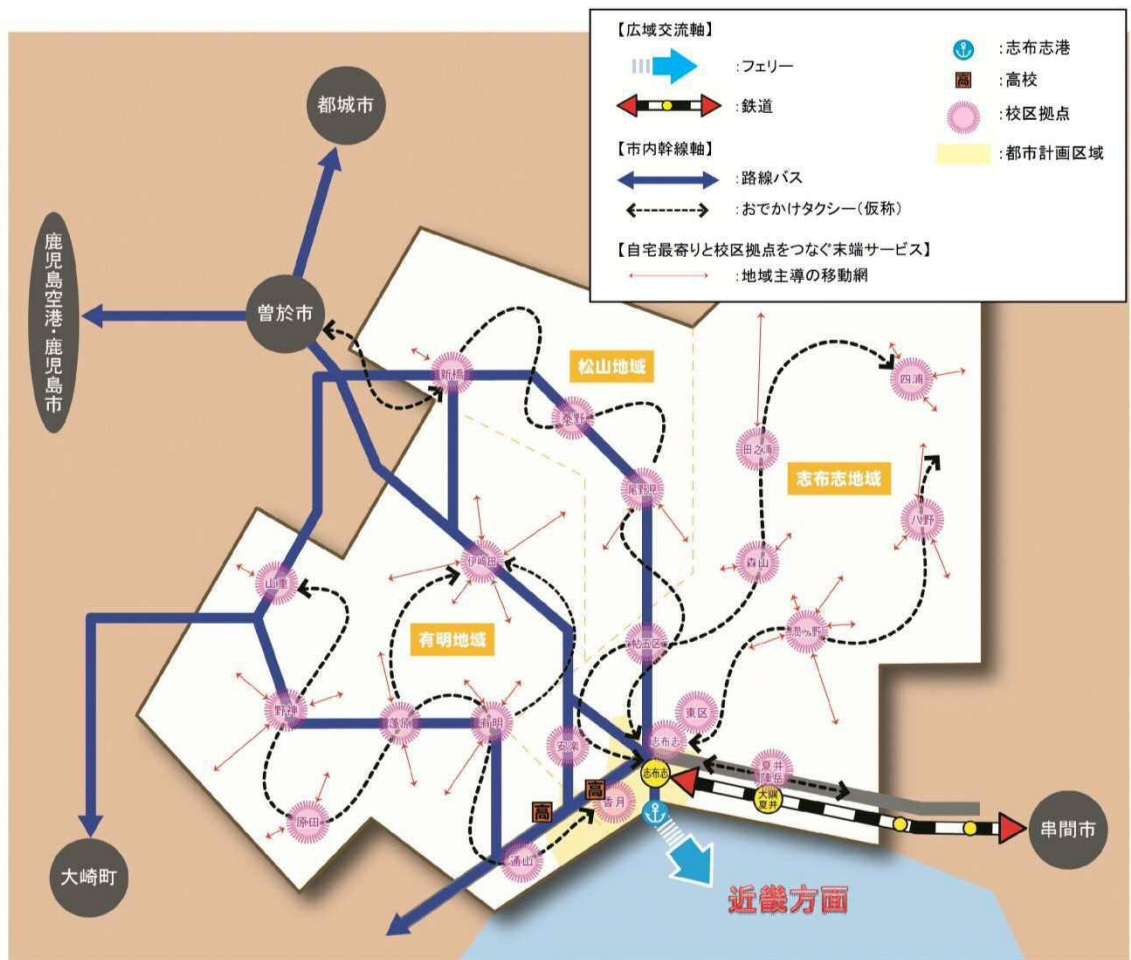
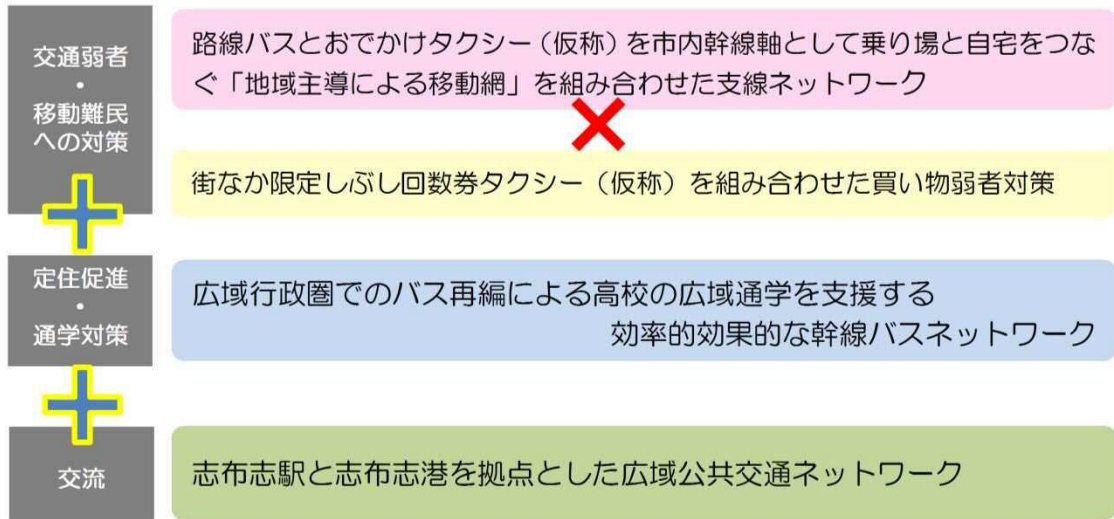
(4) 志布志市地域公共交通網形成計画

計画の概要

策定年	平成 31 年 3 月
計画の位置付け	市の各種計画との整合を図った市の公共交通計画
基本理念・目標等	基本理念：市民・交通事業者・行政が連携し、公共交通機関の利便性が向上し、誰もがスムーズに市内を移動できる「移動網」を目指す。

「まち」に関する主な方向性

●志布志式おでかけ移動網への再編方針



2 地域別のまちづくりの方向性

各地域の特性に応じたまちづくりや小さな拠点の形成に向け、都市計画マスタープランで整理された地域別のまちづくり構想を示す。

(1) 松山地域のまちづくり構想

<まちづくりのテーマ>

地域や人のつながりが暮らしを支えるうるおい豊かなまち

<土地利用及び拠点整備の方針>

■良好な居住環境の形成

松山支所の周辺や泰野地区・尾野見地区の住居地域は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、学校など地域の核となる施設周辺の優先的な分譲地整備や、空き家や空き地の活用・用途変換等による、コンパクトで良好な居住環境の整備を図ります。

■周辺集落の生活やコミュニティを維持する小さな拠点の形成

松山支所周辺の地域生活拠点は、周辺の集落の生活利便性や地域のコミュニティを維持する小さな拠点として、生活利便施設や公共施設の集約・統合を図ります。小さな拠点の形成においては、支所や道の駅松山やちちくふるさと村、城山総合公園など今ある施設の活用を基本とし、機能の複合化などを検討します。

■農畜産業の生産基盤となる土地利用の保全

松山地域の「やちちく」（野菜と畜産）の生産基盤となる農地や、山間部の森林は地域の魅力を生み出す資源として、その保全や確保を図るとともに、耕作放棄地の再生支援や土地改良事業等による農業生産基盤の整備をとおして、生産性の向上を図ります。

<地域交通の方針>

■地域内外のネットワーク強化

地域間の利便施設や公共施設の相互利用や、通勤・通学の利便性向上のため、県道 110 号など地域生活拠点と集落間をつなぐ道路や、都城志布志道路など志布志地域や曾於市・都城市などの周辺市町村をつなぐ道路網の整備促進を図ります。

また、高齢化に対応するため、公共交通網の整備・充実を図ります。

<地域環境の方針>

■地域との協働による都市基盤の管理運営

城山総合公園をメイン会場として行われるやちちく秋の陣まつりなど、地域が主体となったイベントによる公園の活用の継続的な取組促進や、地域住民主導によるまちづくりを尊重した生活道路の適切な維持管理を検討し、地域との協働による都市基盤の持続的な管理運営を図ります。

■観光・交流の場となる公園・緑地の整備充実と活用

県内外からパラグライダーを楽しむ人でにぎわう宮田山や、テニスコートなど運動施設が充実する城山総合公園、志布志湾を望む眺望景観を楽しめる大谷山自然公園など、周辺の自然環境と調和した観光・交流の場となる公園・緑地の整備充実や活用を図ります。

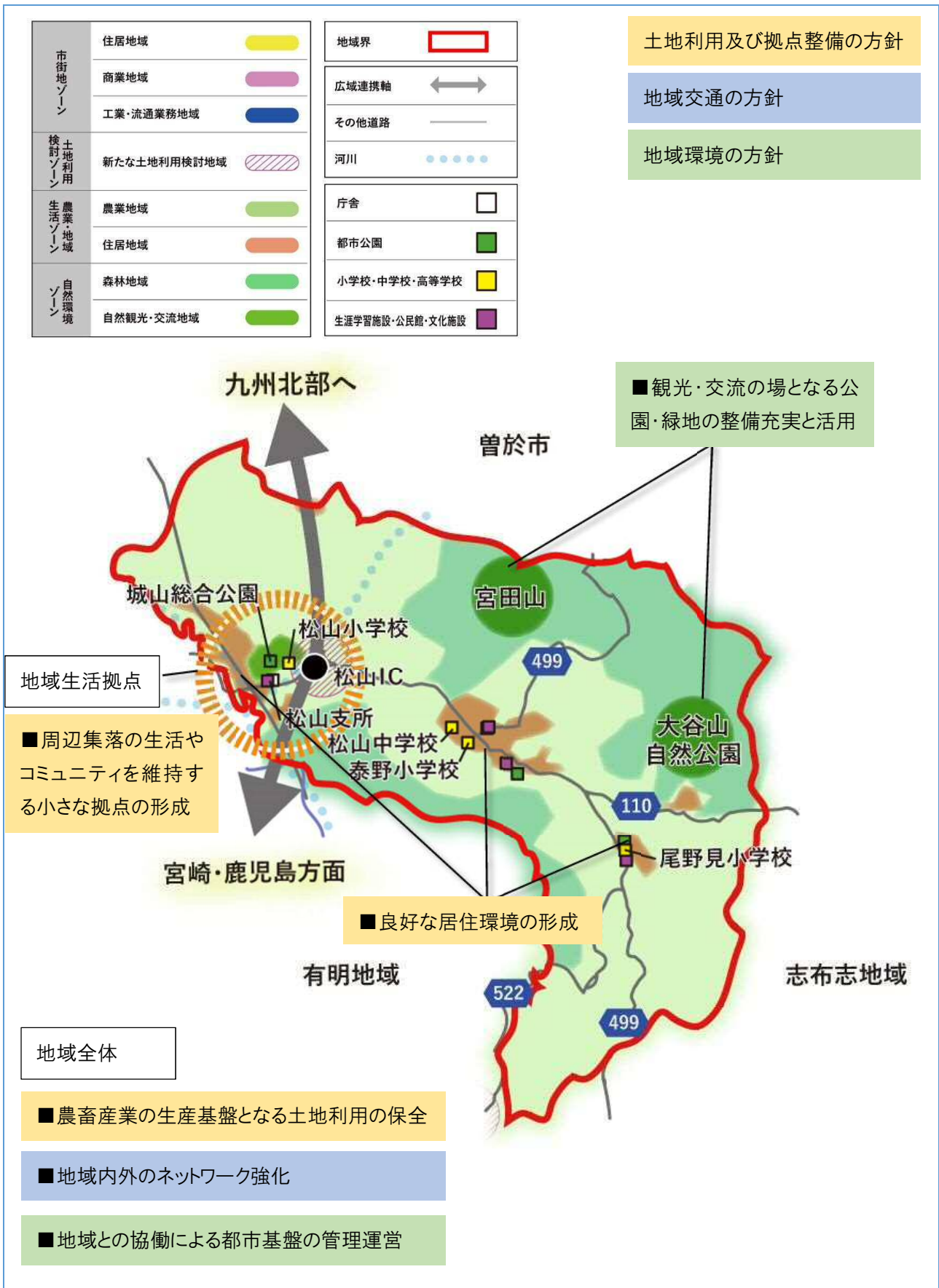


図 松山地域の整備方針

(2) 志布志地域のまちづくり構想

<まちづくりのテーマ>

志布志港と豊かな自然の恵みを未来につなげる活力あるまち

<土地利用及び拠点整備の方針>

■コンパクトでにぎわいのある市街地の形成

志布志地域の市街地は本市や周辺市町村の生活利便性や産業基盤を支える広域的な都市拠点として、コンパクトで密度の高いまちづくりを進めます。

特に、J R志布志駅前周辺や旧来の商店街が形成されている志布志支所周辺の地域は、商業集積度の高いにぎわいと魅力あふれる中心商業地の形成に努めます。

■開発動向に応じた適切な土地利用コントロール

志布志 I C や夏井 I C 周辺の農地など、I C 開設によって開発圧力が高まることが予想される場所では、用途地域の拡大や特定用途制限地域などの指定検討によって、地域の活力向上に寄与する産業系の機能誘導を許容しつつ、無秩序な市街化を防ぎ周辺の良好な居住環境の保全を図ります。

■豊かな自然環境の保全・活用と自然災害への対応

志布志地域の北部に広がる森林地域は、森林の持つ多面的な機能を総合的に発揮できるよう、必要な森林の確保と保全を図るとともに、陣岳国際の森や潤ヶ野キャンプ場など豊かな自然環境とのふれあいや良好な眺望景観を活かした交流の資源としての活用も検討します。

また、農業の生産基盤となる農地については、その保全や確保を図るとともに、耕作放棄地の再生支援や土地改良事業等による農業生産基盤の整備をとおして、生産性の向上を図ります。

なお、山間部や商業地域の後背地にある急傾斜地や、津波の危険性のある港湾部などでは、自然災害から地域住民の命や財産を守るため、危険地域での宅地化の抑制やソフト・ハード両面からの防災・減災対策を行います。

<地域交通の方針>

■都市間の連携・交流を強化する交通網の整備促進

国内外の都市と本市との物流の主軸を担う志布志港と、東九州自動車道・都城志布志道路の整備促進を図り、広域的な物流体系を構築するとともに、I C へのアクセス道路の整備促進による地域の利便性向上を図ります。

また、国道 220 号の混雑解消による周辺市町村との連携強化のために、市道香月線など代替となる道路の延伸や交通環境の改善を図ります。

■歩いて暮らせるまちづくりに向けた公共交通の充実

地域内外から市街地への訪れやすさの向上や、地域内の病院や買い物などの生活サービスを誰もが利用しやすくするため、J R志布志駅周辺の交通結節機能の強化など、公共交通の利便性向上を図ります。

■生活道路や歩行者空間の安全性の強化

市街地や I C 周辺の開発が見込まれる地域においては、都市の安全性を確保するとともに、地域間交流を促進するため、狭い道路の改善や計画的な道路整備を行います。

市街地の交通安全対策として、自転車や歩行者が安全に通行できる沿道整備をさらに進めます。

<地域環境の方針>

■海や港、歴史的資源やイベントなど志布志らしい地域資源を活かした観光・交流拠点の形成

ダグリ岬周辺など貴重な自然環境や良好な景観を有する場所は、豊富な海洋性動植物やマリンスポーツ等をとおした体験型観光拠点として、市民や来訪者が海と親しむことのできる空間整備や、その魅力の情報発信を図ります。

港湾部の志布志総合運動公園やしおかぜ公園など、スポーツ交流やイベントの開催場所となる公園・緑地は、多くの来訪者が集う交流拠点として施設の充実や景観の向上を図ります。

また、志布志城跡史跡公園やその周辺の地域は武家屋敷や庭園など歴史的資源が多く残り、県内屈指の大祭であるお釈迦祭りが行われるなど、志布志地域の歴史や文化を感じることのできる貴重な資源として、その保全や整備充実を図ります。

■小学校跡地等を活用した山間部の交流拠点形成

志布志地域の北部に広がる広大な山間部は、豊かな自然環境を有しており、都市部では得ることのできない自然体験のできる場としての機能充実に努めます。また、廃校となった校舎を活用した取組など山間部の交流人口拡大に向けた取組を検討します。

■市民ニーズに応じた効率的な基盤整備

市街地の身近な公園緑地や、地域の実情に応じた効率的な上下水道整備など、市民のニーズに対応し住みやすい基盤整備を検討します。

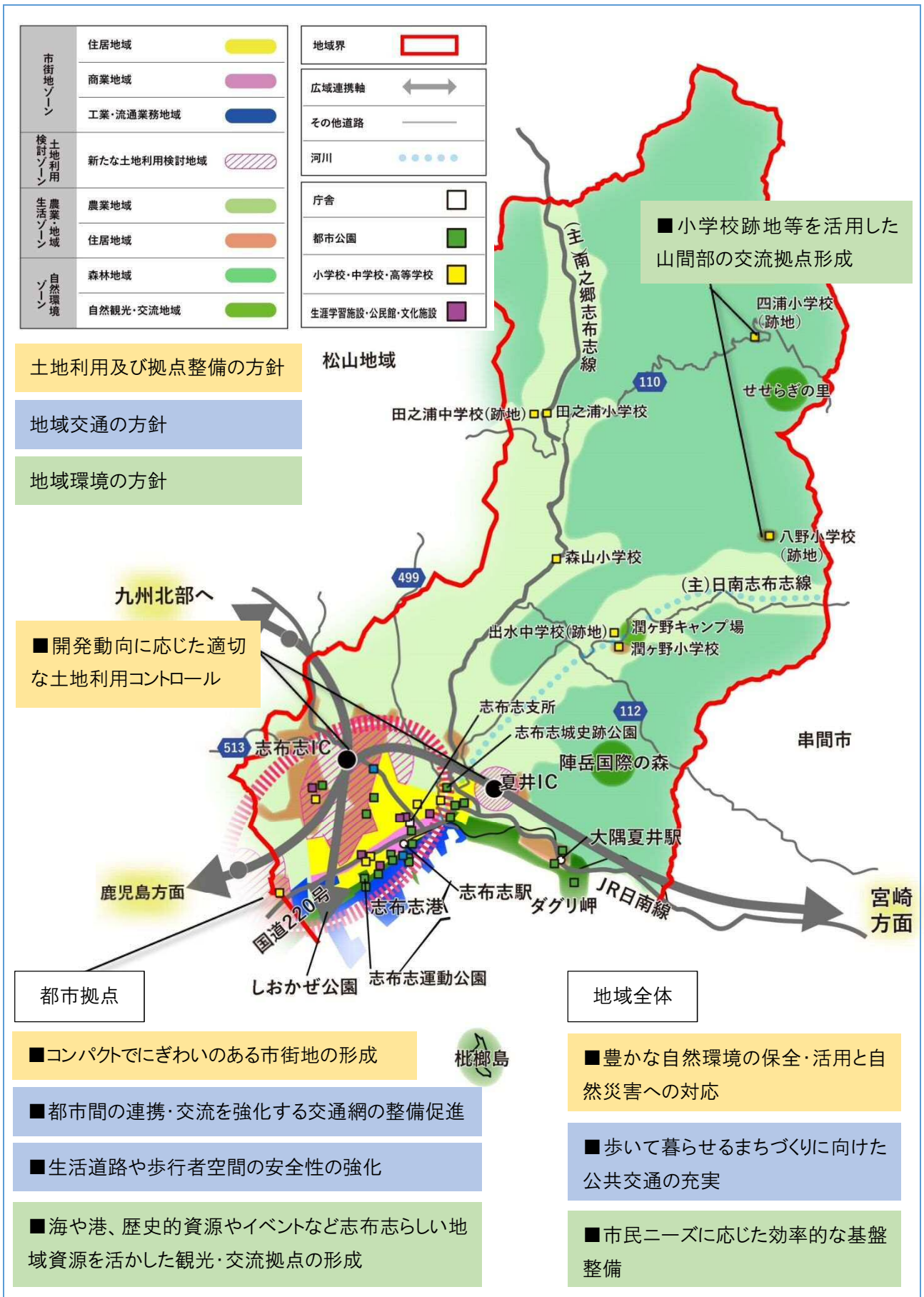


図 志布志地域の整備方針

(3) 有明地域のまちづくり構想

<まちづくりのテーマ>

農畜産業と観光・交流資源を活かした魅力あふれるまち

<土地利用及び拠点整備の方針>

■農畜産業の生産基盤となる土地利用の保全

盛んな農畜産業の生産基盤となる優良農地はその保全や確保を図るとともに、耕作放棄地の再生支援や土地改良事業等による農業生産基盤の整備をとおして、生産性の向上を図ります。

■地域の活力向上につながる I C 周辺の土地利用検討

I C 周辺においては、周辺の自然環境や居住地域との調和に配慮しつつ、地域の活力向上につながる土地利用の検討を図ります。特に、通山地区においては、志布志有明 I C 周辺の開発圧力が高まることが予想されるため、都市計画区域の拡大や特定用途制限地域等の指定検討により、計画的な市街地形成を誘導するほか、無秩序な宅地化を抑制し、良好な住環境整備を図ります。

■周辺集落の生活やコミュニティを維持する小さな拠点の形成

志布志市役所周辺の地域生活拠点は、周辺の集落の生活利便性や地域のコミュニティを維持する小さな拠点として、生活利便施設や公共施設の集約・統合を図ります。

<地域交通の方針>

■地域産業を支え、都市間連携を強化する道路網の整備

広域交通網の利便性を向上させるため I C へのアクセス道路の整備促進を図ります。特に、志布志有明 I C は志布志港との連携強化を図り、広域的な物流を促進します。

また、広域農道など地域連携軸については、地域の農業振興を図ることに加え、有明地域に点在する集落を結ぶ重要な役割を担うことから、その交通機能の維持・改善に努めます。

■拠点と周辺集落を結ぶ公共交通の充実

有明地域に点在する集落の生活利便性の維持・向上のため、集落間や集落から拠点へ誰もがアクセスできる公共交通の維持・充実を図ります。

<地域環境の方針>

■観光・交流の場となる公園・緑地の整備充実と活用

蓬の郷親水公園、有明開田の里など良好な自然環境や地域の文化を活かした公園・緑地や、有明運動施設などスポーツ合宿の拠点となる公園・緑地は地域住民や観光客の交流・レクリエーションの場として整備充実を図ります。

また、有明開田の里やコスモスロードなど農地を活用した観光・交流の機会創出や、良好な景観形成の取組の支援・促進を図ります。

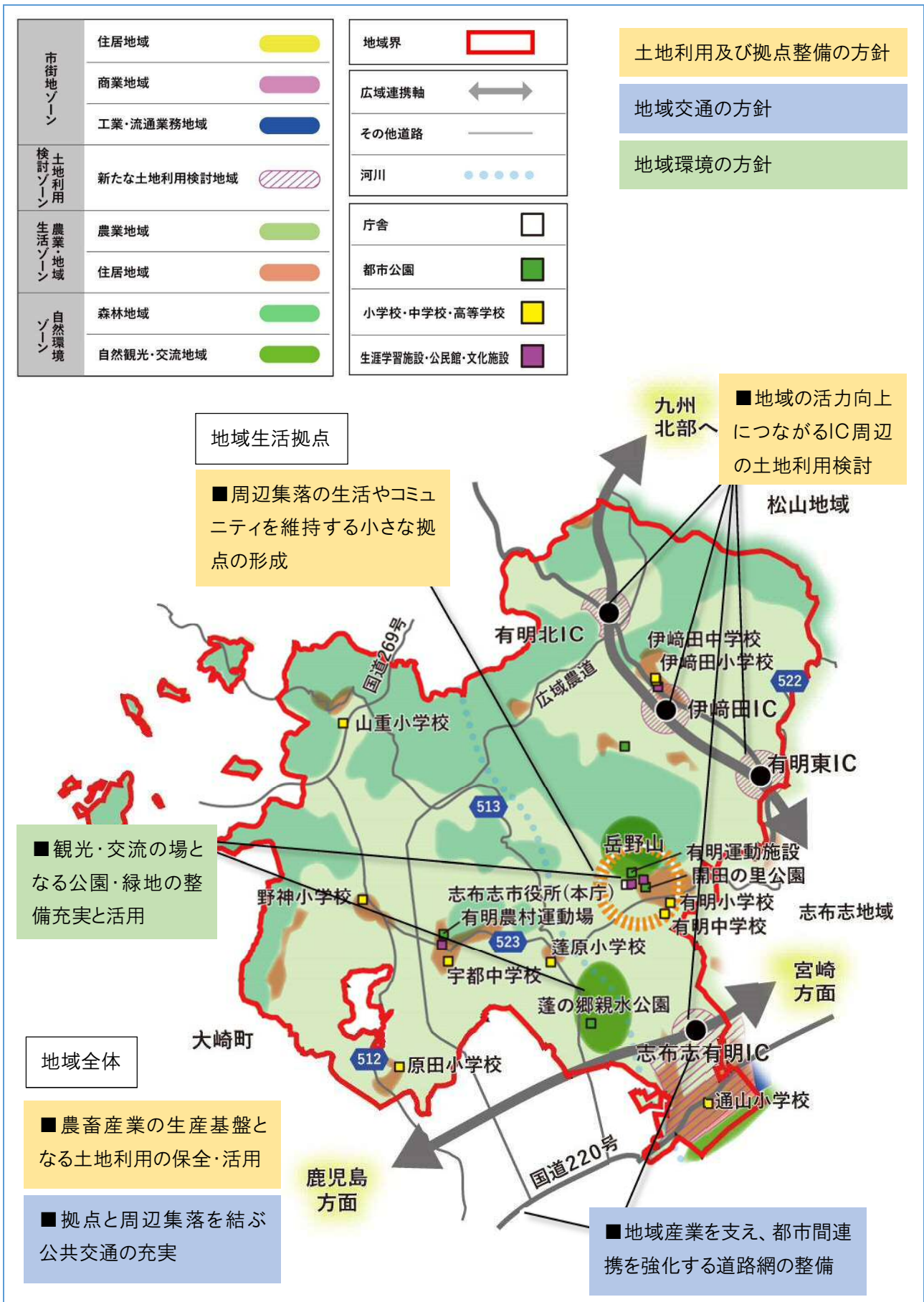


図 有明地域の整備方針

(4) 本庁・各支所周辺の位置付けの整理

前節までの整理を踏まえ、「まち」の観点による本庁・各支所の拠点としての位置付けや周辺のまちづくりの方向性について整理する。

	本庁（有明）	志布志支所	松山支所
都市構造上の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活拠点 ・農業・地域生活ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市拠点 ・市街地ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活拠点 ・農業・地域生活ゾーン
周辺のまちづくり方針	<p>本庁周辺は、地域生活拠点として周辺の集落の生活利便性や地域のコミュニティを維持する小さな拠点として、生活利便施設や公共施設の集約・統合を図ることとされている。</p>	<p>支所周辺は、都市拠点の中でも、「市の顔となるコンパクトでにぎわいのある商業核」に位置づけられ、都市基盤の整備・充実や商業・業務施設の集積を図ることとされている。</p>	<p>松山支所周辺は、地域生活拠点として周辺の集落の生活利便性や地域のコミュニティを維持する小さな拠点として、生活利便施設や公共施設の集約・統合を図ることとされている。</p> <p>また、支所周辺の住居地域では、空き家・空き地活用等によるコンパクトで良好な居住環境の整備を図ることとされている。</p>
評価	<p>地域生活拠点に位置づけられ、周辺の住民の生活利便性やコミュニティ維持の拠点であるが、周辺での整備事業等の方針はない。</p>	<p>都市拠点の中の商業核として位置づけられ、地域内のみならず本市全体の核として、周辺の都市基盤整備や商業・業務施設の集積等が図られる方針がある。</p>	<p>地域生活拠点に位置づけられ、周辺の住民の生活利便性やコミュニティ維持の拠点であるが、周辺での整備事業等の方針はない。</p>

3 都市拠点・地域生活拠点等の役割整理

都市計画マスタープランで把握された現状分析データ等を活用し、都市拠点及び地域生活拠点、各拠点における拠点施設の役割について整理する。

(1) 本庁・各支所周辺の位置や周辺の状況

①人口重心・面積重心からの距離

	地域生活拠点 (有明本庁)	都市拠点 (志布志支所)	地域生活拠点 (松山支所)
人口重心と本庁・支所の距離	約 2.5km	約 3.5km	約 9.2km
面積重心と本庁・支所の距離	約 6.0km	約 6.0km	約 7.0km
評価	市の人口重心から約 2.5km に位置し近接性が高い	市の人口重心から約 3.5km に位置しやや近接性が高い	市の人口重心から約 9.2km に位置し近接性が非常に低い

資料：H27 国勢調査（人口重心）、行政区域（国土数値情報）よりGISで算出（面積重心）

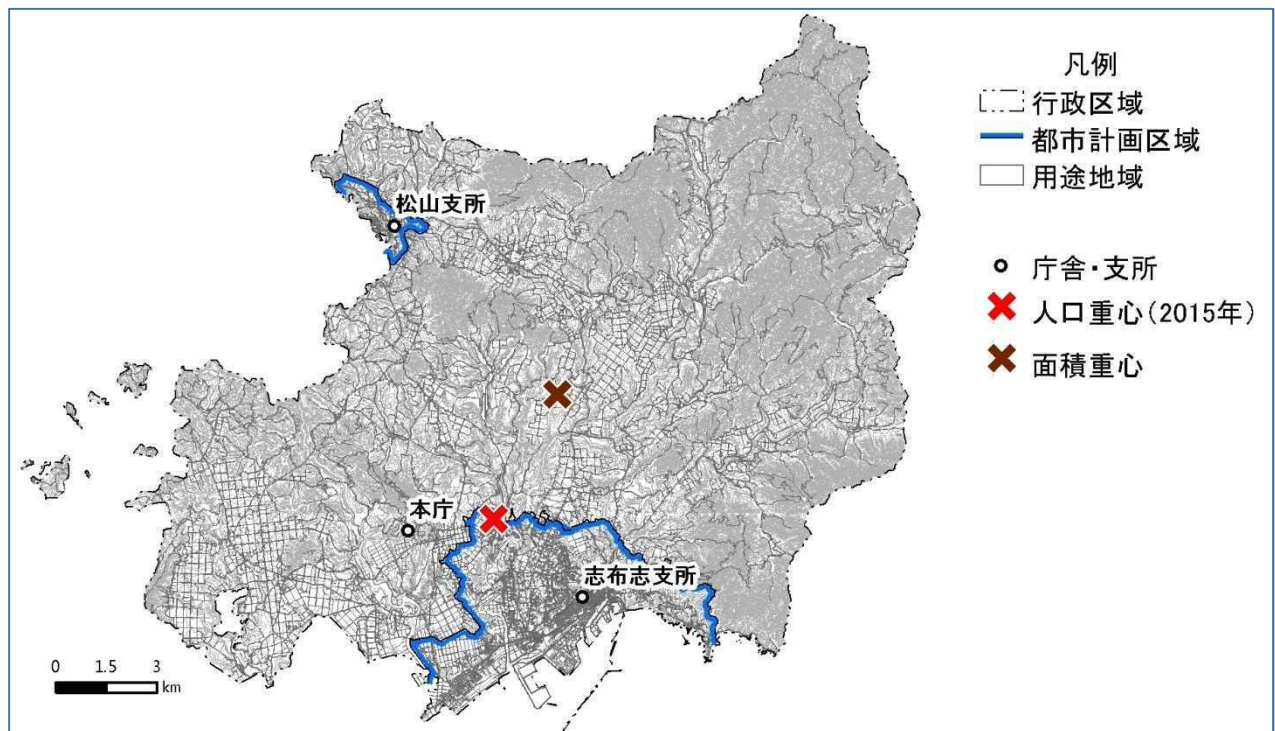


図 市庁舎・支所と人口重心・面積重心の位置

②周辺の人口動向

	地域生活拠点 (有明本庁)	都市拠点 (志布志支所)	地域生活拠点 (松山支所)
各地域の 人口動向	10,682人 (総人口の約33.9%) 10年で約9.3%減少	16,820人 (総人口の約53.4%) 10年で約8.2%減少	3,977人 (総人口の約12.6%) 10年で約14.8%減少
庁舎・支所周辺 (約1km)の 人口動向	793人 (総人口の約2.5%、地域 内人口の約7.4%) 10年で約0.1%増加	4,554人 (総人口の約14.5%、地 域内人口の約27.1%) 10年で約12.2%減少	923人 (総人口の約2.9%、地域 内人口の約23.2%) 10年で約10.3%減少
評価	地域人口は減少傾向に あるが、本庁周辺の人口 は維持している ただし、本庁周辺の人口 割合は地域内の1割に も満たない	地域人口及び支所周辺 人口共に最も多い 地域・支所周辺人口共 に減少傾向にあり、特に 支所周辺は人口減少率が 他に比べ最も高い	地域人口は他地域に比 べ最も少ない 地域人口及び支所周辺 人口共に減少傾向にあ り、特に地域人口は人口 減少率が他に比べ最も高 い

資料：国勢調査、庁舎・支所周辺はメッシュ統計（500m）より集計

表：H17-27の地域別人口増減

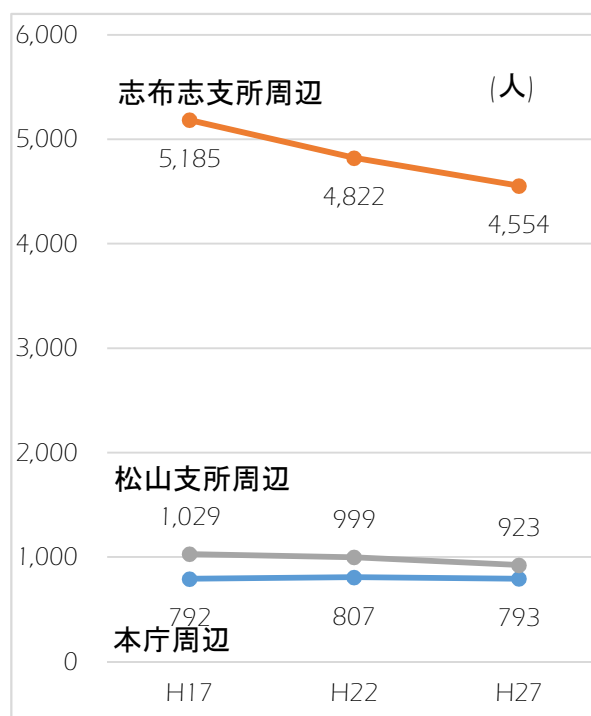
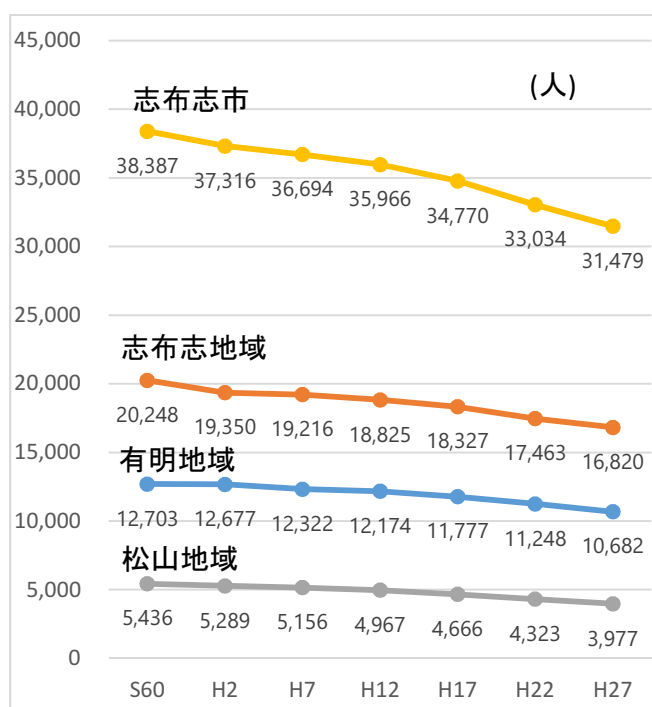
単位（人）

	H17	H22	H27	H27-H17 増減率
有明地域	11,777	11,248	10,682	-9.3%
志布志地域	18,327	17,463	16,820	-8.2%
松山地域	4,666	4,323	3,977	-14.8%
計	34,770	33,034	31,479	-9.5%

表：H17-27の庁舎・支所周辺人口増減

単位（人）

	H17	H22	H27	H27-H17 増減率
本庁	792	807	793	0.1%
志布志支所	5,185	4,822	4,554	-12.2%
松山支所	1,029	999	923	-10.3%



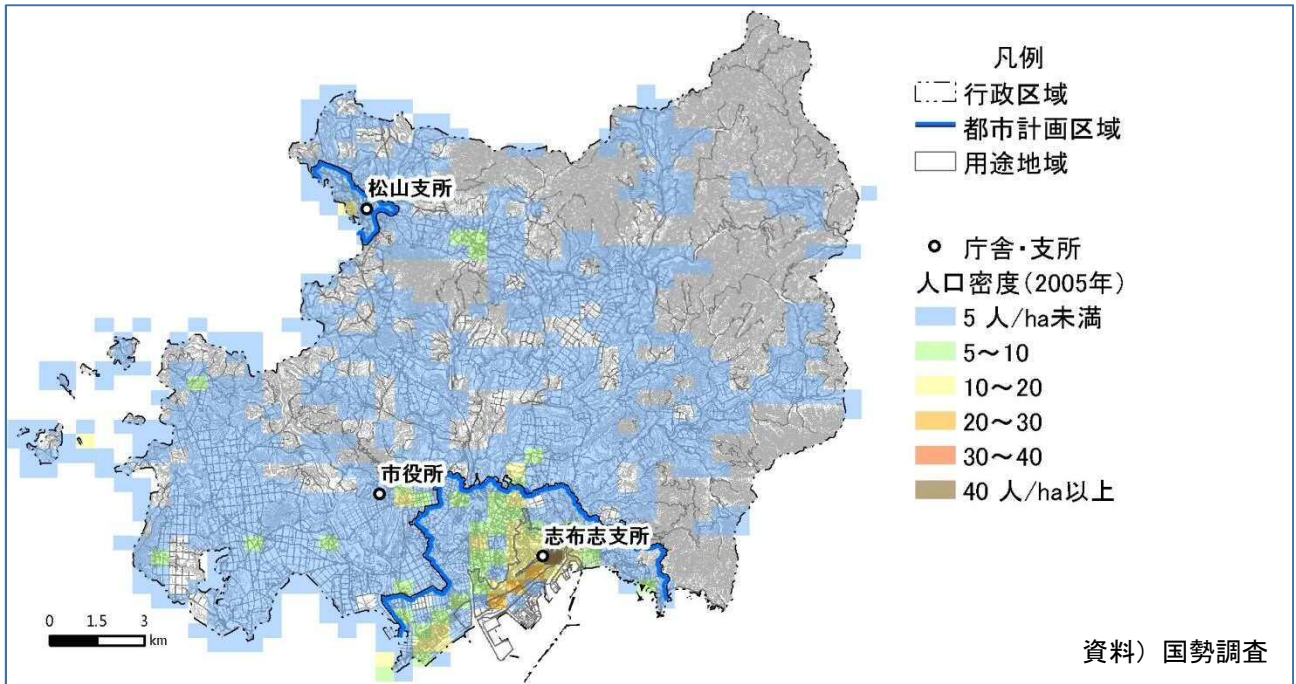


図 人口密度図(H17年)

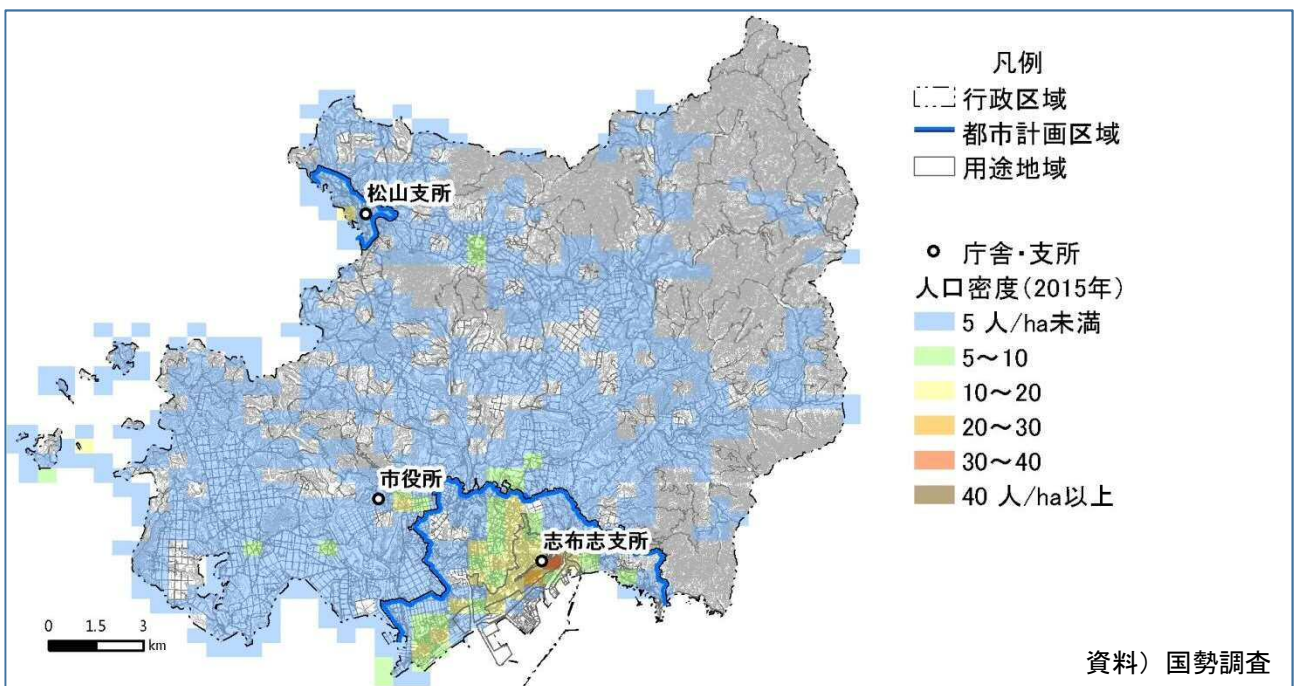
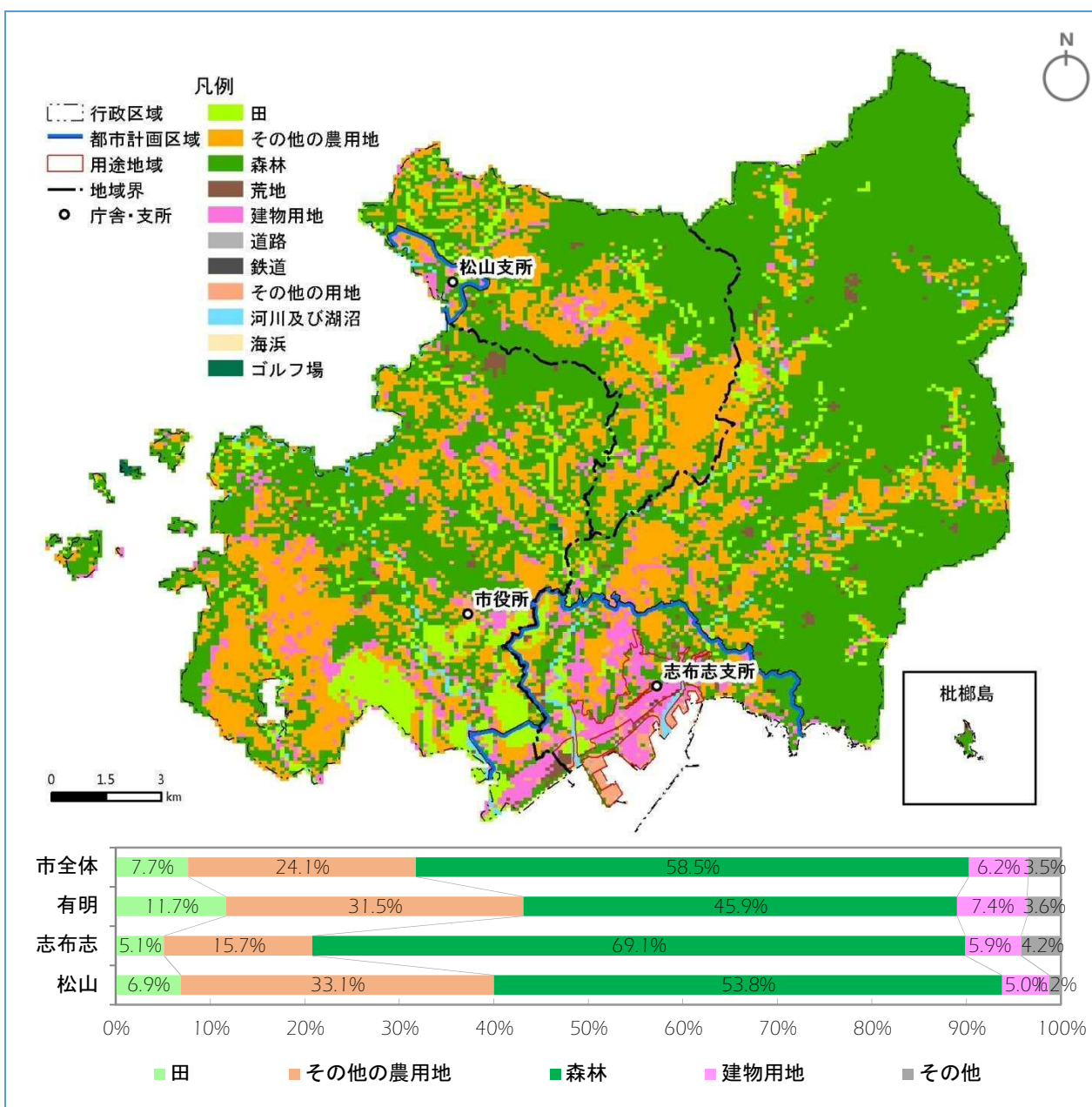


図 人口密度図(H27年)

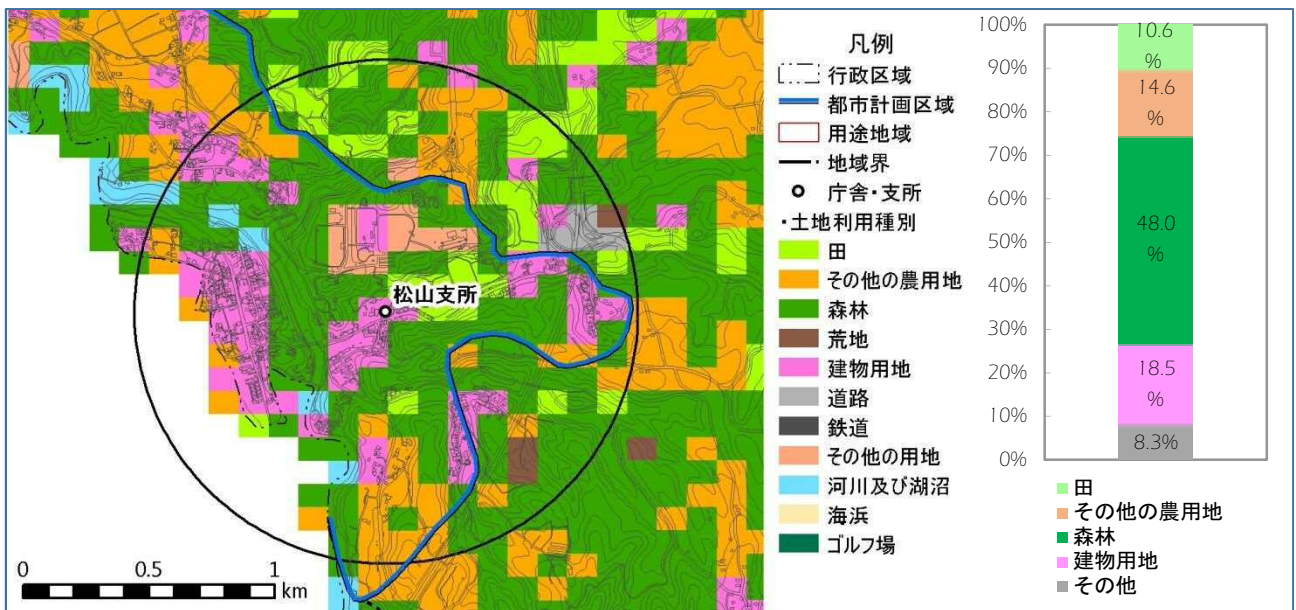
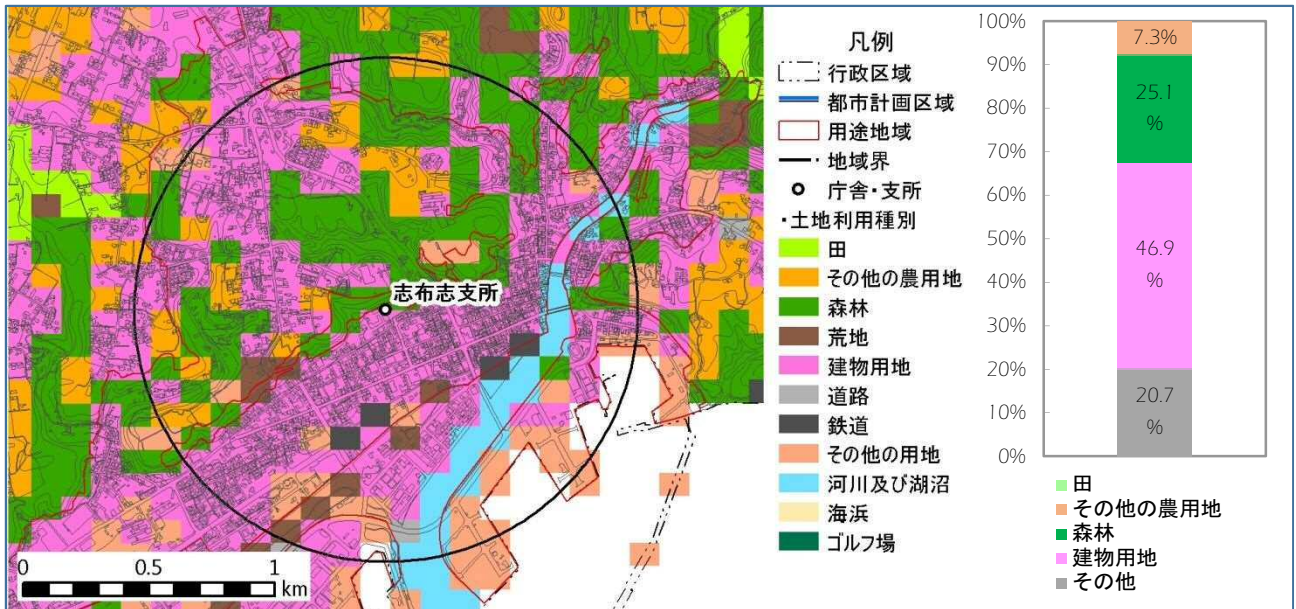
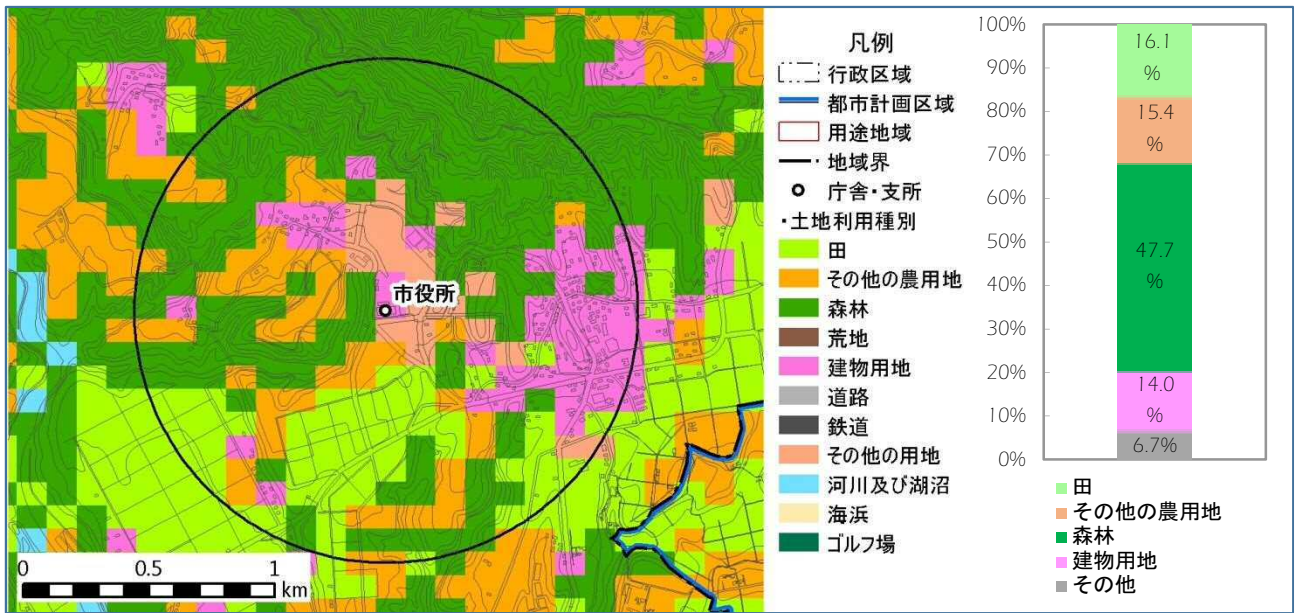
③周辺の土地利用

	地域生活拠点 (有明本庁)	都市拠点 (志布志支所)	地域生活拠点 (松山支所)
各地域の土地利用	森林の占める割合が約46%と最も多く、建物用地は約7%	森林の占める割合が約69%と最も多く、建物用地は約6%	森林の占める割合が約54%と最も多く、建物用地は約5%
庁舎・支所周辺(約1km)の土地利用	森林の占める割合が約48%と最も多い。建物用地は約14%	建物用地の占める割合約47%と最も多い	森林の占める割合約48%と最も多い。建物用地は約19%
評価	本庁周辺は森林等自然的土地利用が主となっている	志布志支所周辺に市街地が形成されている	松山支所周辺は森林等自然的土地利用が主となっている



資料) 国土数値情報(〒-4時点H26)

図 土地利用現況



(2) 行政サービスの利便性

①生活利便施設との位置関係

	地域生活拠点 (有明本庁)	都市拠点 (志布志支所)	地域生活拠点 (松山支所)
本庁・支所周辺の医療施設の状況	徒歩圏内に医療施設はない	徒歩圏内に 3 施設分布している	徒歩圏内に医療施設はない
本庁・支所周辺の商業施設の状況	徒歩圏内に商業施設はない	徒歩圏内に 4 施設分布している	徒歩圏内に商業施設はない
本庁・支所周辺の福祉施設の状況	徒歩圏内に 4 施設分布している	徒歩圏内に 7 施設分布している	徒歩圏内に 1 施設分布している
本庁・支所周辺の児童福祉施設の状況	徒歩圏内に児童福祉施設はない	徒歩圏内に 2 施設分布している	徒歩圏内に 1 施設分布している
評価	本庁周辺には、福祉施設が 4 施設分布しているが、その他の施設の集積はみられない	志布志支所周辺には、医療・商業・福祉・児童福祉施設が計 16 施設分布しており、利便性の高いエリアとなっている	松山支所周辺には、福祉・児童福祉施設が各 1 施設分布しているが、医療・商業施設の集積はみられない

資料：都市計画マスタープラン（データ時点：H29※児童福祉施設はH27）

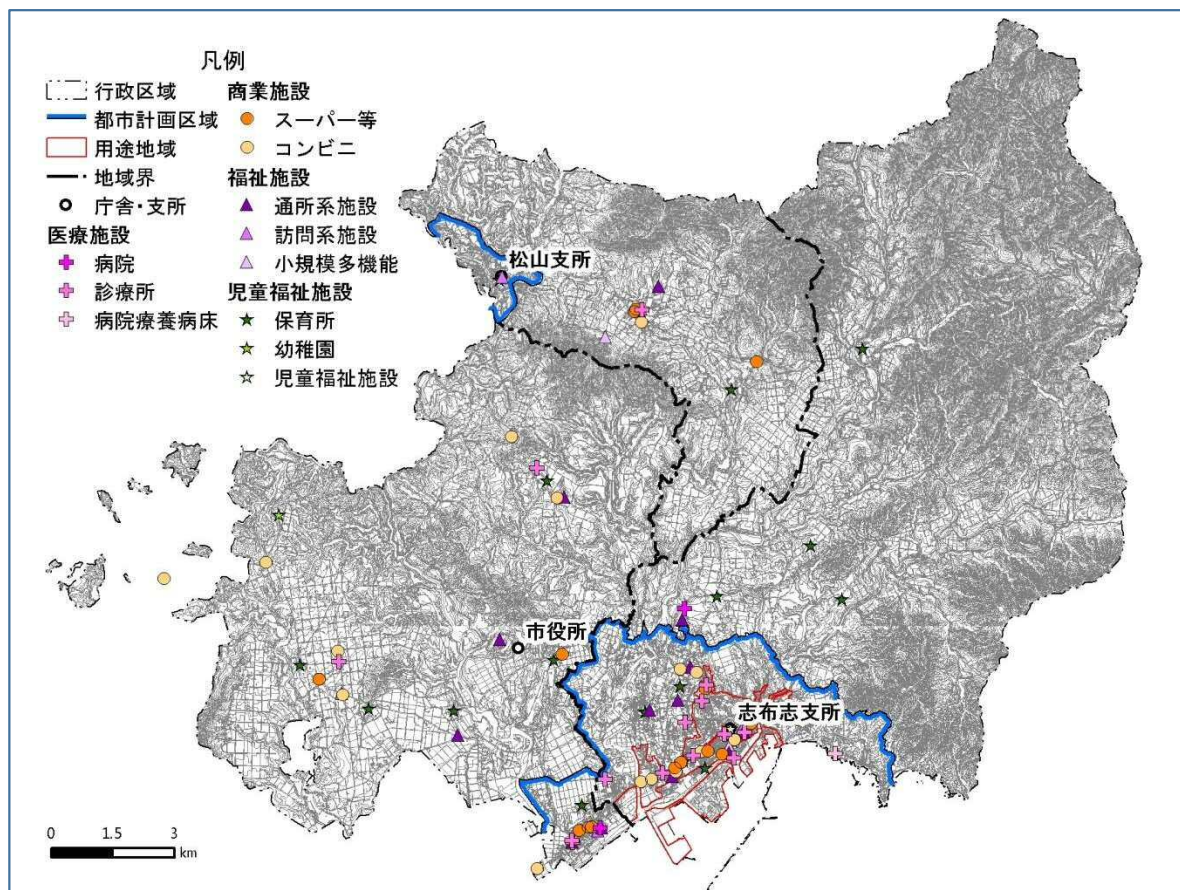
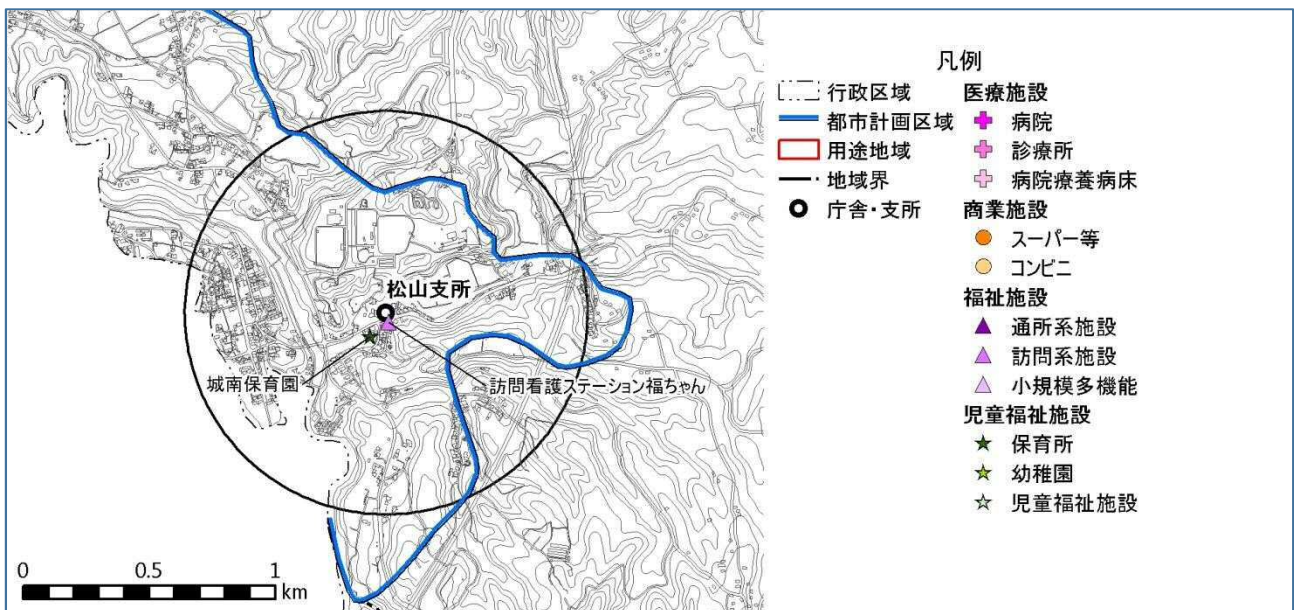
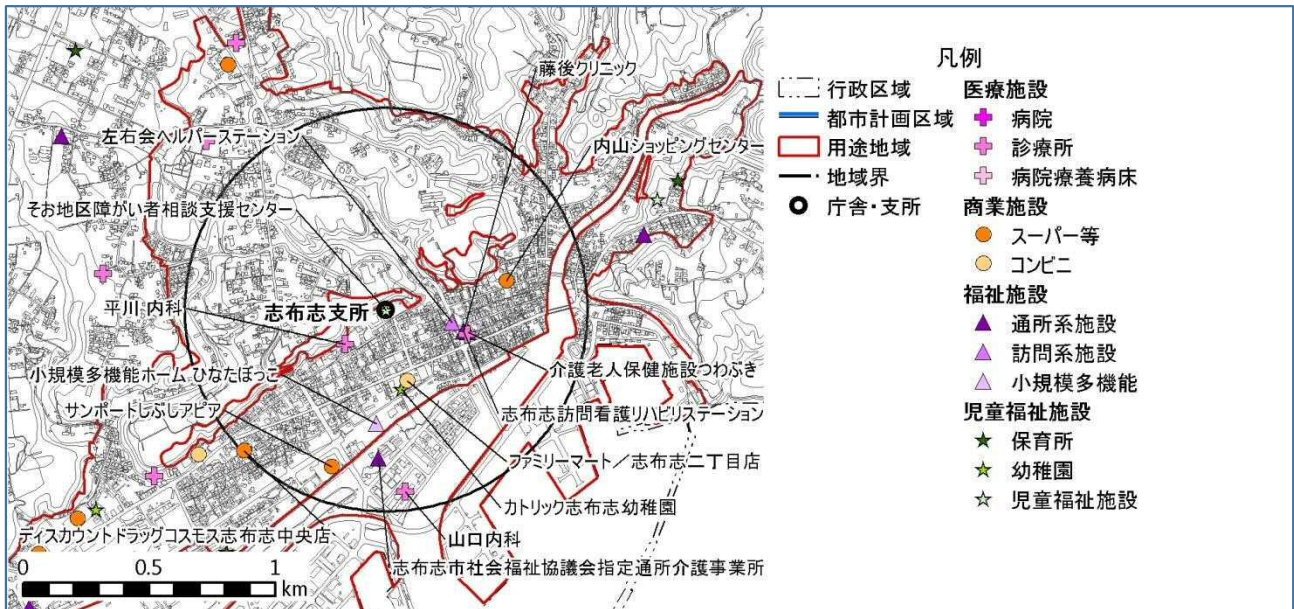
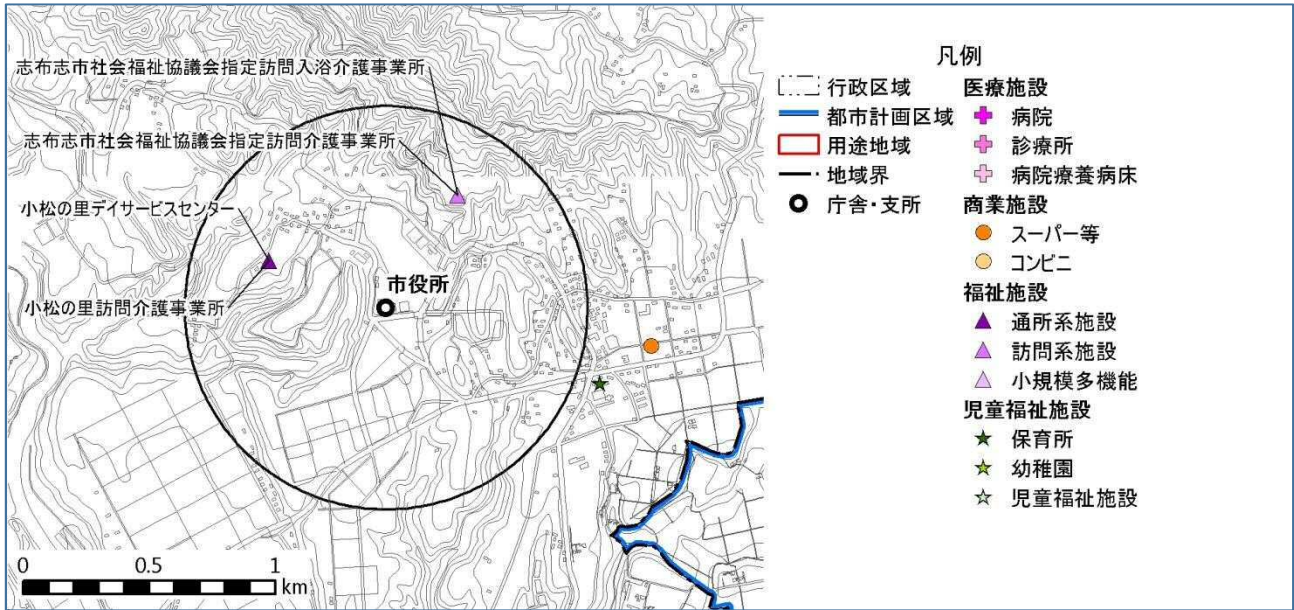


図 生活利便施設の分布



②交通アクセス性

・本庁・支所の公共交通アクセス

	地域生活拠点 (有明本庁)	都市拠点 (志布志支所)	地域生活拠点 (松山支所)	
志布志駅までの距離	約 7.2km (大隅グリーンロード 経由)	約 600m (国道 220 号/国道 448 号経由)	約 15.2km (県道 63 号経由)	
最寄バス停名	市役所前	大黒	松山支所前	松山駅跡
バス停までの距離	約 150m (徒歩 2 分)	約 300m (徒歩 4 分)	約 70m (徒歩 1 分)	約 300m (徒歩 4 分)
バス便数 (便/日)	6	60	9	19
評価	志布志駅まで約 7.2km で徒歩圏 (800m) 外、自 転車圏 (3,000m) 外にあ る。	志布志駅まで約 600m であり、徒歩圏 (800m) 内、自転車圏 (3,000m) 内にある。	志布志駅まで約 15.2km で徒歩圏 (800m) 外、自 転車圏 (3,000m) 外にあ る。	
	最寄バス停のバス便数 が 6 便/日であり利便 性が低い	最寄バス停のバス便 数が 60 便/日であり 利便性が高い	最寄バス停のバス便数が 9 便/日であり利便性が 低い	

資料 : Google マップ、西日本鉄道株式会社運営のサイト「九州のバス時刻表」

・庁舎・支所の徒歩・自転車アクセス

	地域生活拠点 (有明本庁)	都市拠点 (志布志支所)	地域生活拠点 (松山支所)
徒歩 (800m) 圏人口	745 人 (総人口の約 2%、地 域内人口の約 7%)	2,796 人 (総人口の約 9%、地 域内人口の約 17%)	855 人 (総人口の約 3%、地 域内人口の約 21%)
自転車 (3000m) 圏人口	3,386 人 (総人口の約 11%、地 域内人口の約 32%)	12,972 人 (総人口の約 41%、地 域内人口の約 77%)	2,142 人 (総人口の約 7%、地 域内人口の約 54%)
評価	徒歩圏内人口は他 2 支所に比べ最も少ない 自転車圏人口につい ても、有明地域の人口 の約 3 割のみであり、 徒歩及び自転車でのア クセス性は低い	徒歩圏及び自転車圏 人口は、市役所及び松 山支所と比べて圧倒的 に多く、徒歩及び自転 車でのアクセス性は高 い	徒歩圏人口の地域内 人口に対する割合は約 21%と市役所及び志布 志支所に比べ高いな ど、地域内のアクセス は比較的良いが、総人 口との関係を見ると徒 歩・自転車のアクセス 性は低い

資料：平成 27 年国勢調査メッシュ統計 (500m) より集計

・自動車アクセス

	地域生活拠点 (有明本庁)	都市拠点 (志布志支所)	地域生活拠点 (松山支所)
幹線道路との位置関係	国県道に接道していない	国県道に接道していない	塗木大隅線(県道 110号)に接道している
幹線道路までの距離	約 500m	約 250m	約 0m
評価	国県道の接道はなく、志布志有明線(県道 523号)からの視認性は非常に低い	国県道の接道はなく、国道 220 号からの視認性は低い	塗木大隅線(県道 110号)に接道しており、視認性が非常に高い

資料：国土地理院 標準地図 (25000)、Google マップ、Google ストリートビュー





塗木大隅線(県道 110 号)からの視認状況

資料:国土地理院 標準地図(25000)
Google ストリートビュー(2013 年 12 月)

(3) 行政運営の利便性

①国・県等関係機関との距離

	地域生活拠点 (有明本庁)	都市拠点 (志布志支所)	地域生活拠点 (松山支所)
国・県等関係機関との 庁舎・支所の距離	周辺に 1 施設分布して いる	周辺に 5 施設分布して いる	周辺に 1 施設分布して いる
評価	国・県等関係機関への 近接性が低い	国・県等関係機関への 近接性が高く、連携し やすい	国・県等関係機関への 近接性が低い

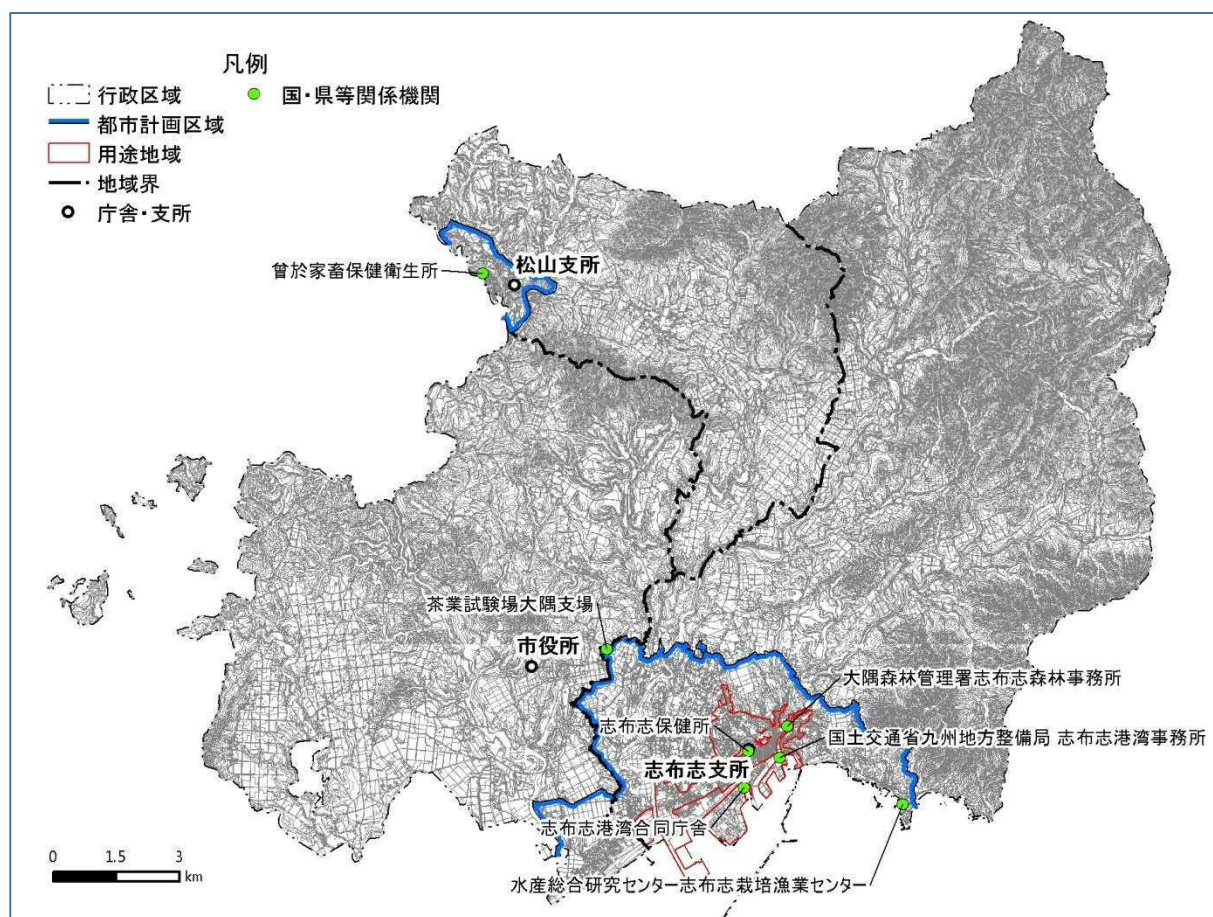


図 国・県等関係機関の位置

(4) 防災拠点

①土砂災害・津波浸水想定

	地域生活拠点 (有明本庁)	都市拠点 (志布志支所)	地域生活拠点 (松山支所)
土砂災害	周辺に土砂災害特別警戒区域及び警戒区域が指定されている	周辺に土砂災害特別警戒区域及び警戒区域が指定されている ※支所も警戒区域内	周辺に土砂災害特別警戒区域及び警戒区域が指定されている
津波浸水想定	指定なし	沿岸部に津波浸水想定がある ※支所は浸水想定区域外	指定なし
評価	災害による危険性は比較的少ない	拠点周辺に土砂災害や津波による被害の危険性がある	災害による危険性は比較的少ない

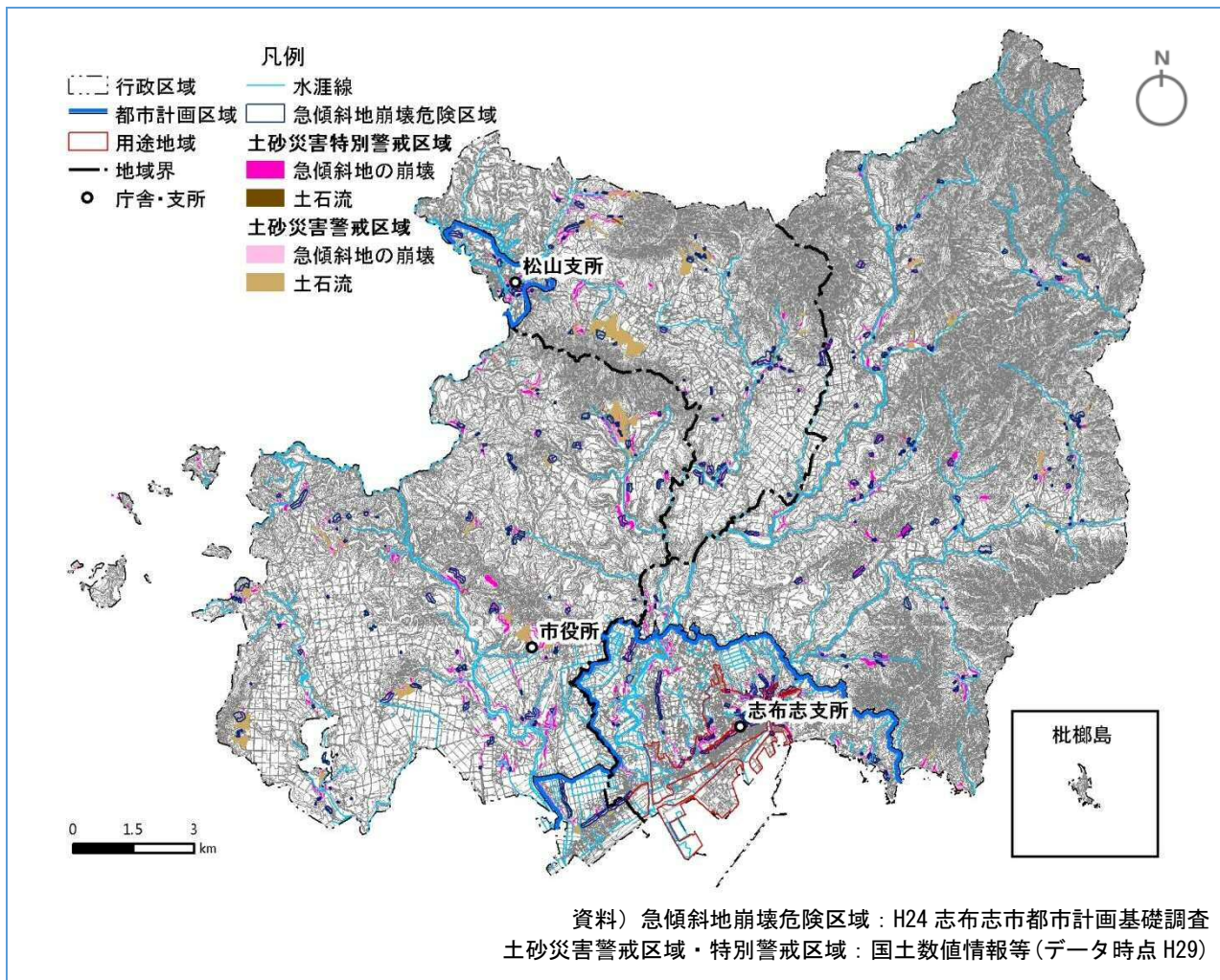


図 災害危険箇所の状況

②防災拠点間の連携

	地域生活拠点 (有明本庁)	都市拠点 (志布志支所)	地域生活拠点 (松山支所)
防災拠点の位置付け	本庁：第二次指定拠点 周辺の拠点：なし	支所：第二次指定拠点 周辺の拠点：志布志港 (第一次拠点)、志布志 保健所、海上保安署等	支所：第二次指定拠点周 辺の拠点：なし
緊急輸送道路ネット ワーク	接道していないが、県道 志布志有明線(第二次緊 急輸送道路)まで約500 mの位置にある。	接道していないが、国道 220号(第一次緊急輸送 道路)まで約250mの位 置にある	県道塗木大隅線(第二次 緊急輸送道路)に接道し ている
評価	周辺に拠点はなく、他拠 点との連携は緊急輸送 道路の活用による	周辺の拠点や広域的な 連携による防災拠点の 形成が可能	周辺に拠点はなく、他拠 点との連携は緊急輸送 道路の活用による

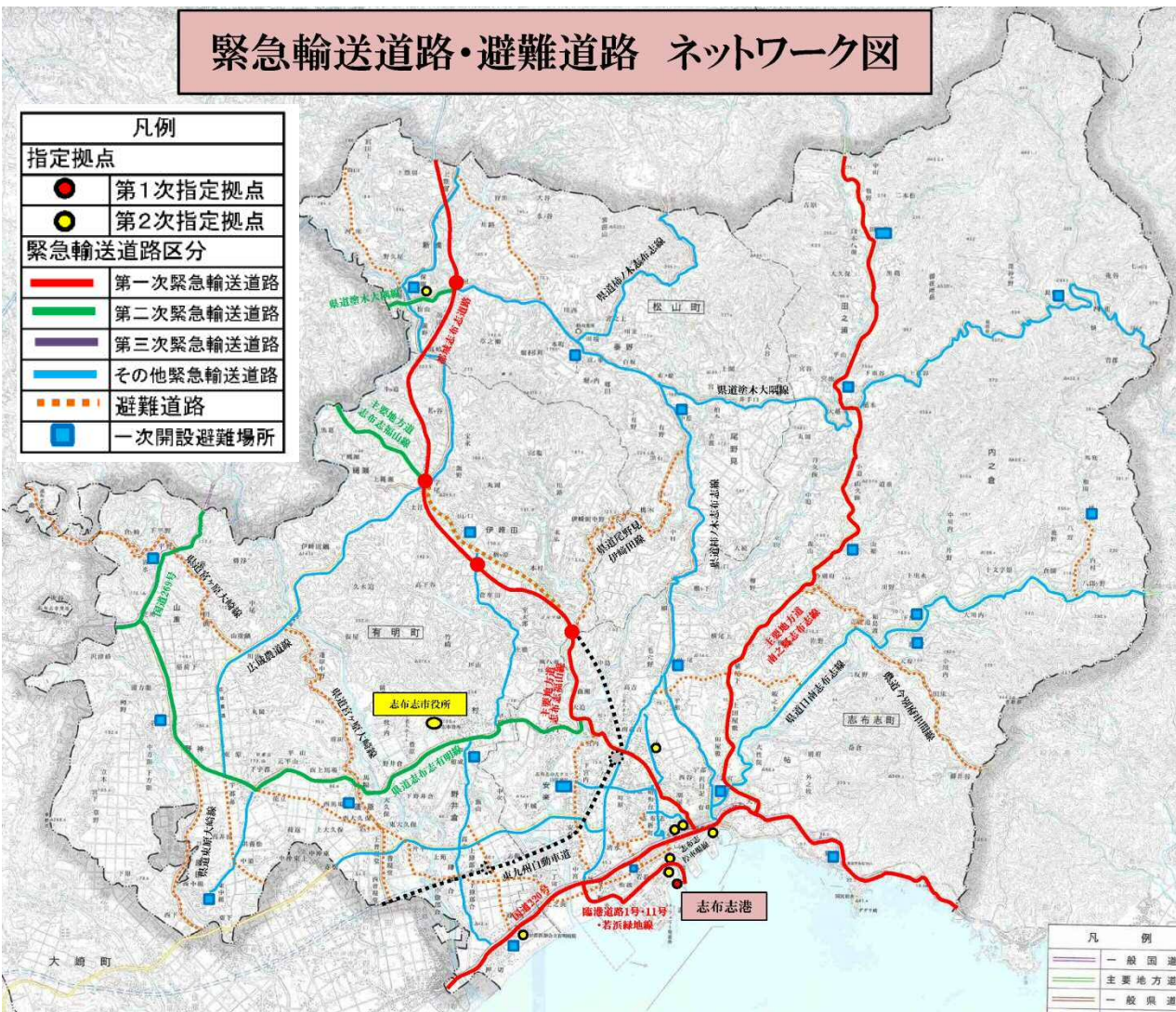


図 緊急輸送道路・避難道路ネットワーク図

【緊急輸送道路】国土交通省HPより

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

第1次緊急輸送道路ネットワーク>県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

第2次緊急輸送道路ネットワーク>第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路

4 分析結果

	地域生活拠点 (有明本庁)	都市拠点 (志布志支所)	地域生活拠点 (松山支所)
①上位・関連計画における位置づけ	地域生活拠点に位置づけられ、周辺の住民の生活利便性やコミュニティ維持の拠点であるが、周辺での整備事業等の方針はない。	都市拠点の中の商業核として位置づけられ、地域内のみならず本市全体の核として、周辺の都市基盤整備や商業・業務施設の集積等が図られる方針がある。	地域生活拠点に位置づけられ、周辺の住民の生活利便性やコミュニティ維持の拠点であるが、周辺での整備事業等の方針はない。
②各種データ・位置・周辺状況	人口重心への近接性は最も近いが、本庁周辺は森林等自然的土地利用が主となっており、本庁1km圏内の人口(793人)は2支所に比べ最も少ないが、過去10年間で約0.1%増加している。	支所周辺に市街地が形成されており、支所1km圏内の人口(4,554人)は総人口の約15%を占め、本庁・松山支所に比べ4倍以上多いが、過去10年の人口減少率は約12.2%と高い。	人口重心への近接性が最も遠く、支所周辺は森林等自然的土地利用が主となっている。支所1km圏内の人口は923人で、過去10年間で約10.3%減少している。
③行政サービスの利便性	周辺に生活利便施設の集積は見られず、交通アクセスも充実していないなど、市民の行政サービス利用における利便性は低い。 特に、公共交通は最寄バス停への距離・便数共に2支所に比べ利便性が低く、本庁徒歩圏内人口も最も少ないなど、車でのアクセスが主となっている。	周辺に医療・福祉・商業等の生活利便施設が充足し、交通アクセスも充実していることから、市民の行政サービス利用における利便性が高い。	支所徒歩圏・自転車圏人口の地域内人口に占める割合が高く、県道に接道している等、地域内のアクセスは比較的良好。 ただし、周辺に生活利便施設の集積は見られないほか、地域人口の総人口に占める割合等から、市全体的にみて、市民の行政サービス利用における利便性は低い。
④行政運営の利便性	国・県等関係機関への近接性は低く、行政運営における立地のメリットは低い。	国・県等関係機関への近接性が高く、行政運営における立地のメリットは高い。	国・県等関係機関への近接性は低く、行政運営における立地のメリットは低い。
⑤防災拠点	災害による危険性は比較的低いが、周辺に本庁以外の拠点がなく、緊急輸送道路による拠点間連携の確保が必要。	周辺地域に土砂災害や津波浸水の危険性があるが、周辺に集積するその他拠点との連携や港湾・高速道路等の広域交通ネットワークへの近接性を活かした防災拠点の形成が可能。	災害による危険性は比較的低いが、周辺に支所以外の拠点がなく、緊急輸送道路による拠点間連携の確保が必要。
課題と今後の方向性	交通アクセスの強化と拠点の魅力向上 本庁周辺には、人口や生活利便施設の集積がみられず、交通アクセス性も低いなど、地域住民にとって利便性の低い状況にある。 高齢化により需要の高まる公共交通アクセスの確保・充実を図るとともに、本庁周辺の開田の里公園・有明運動施設や岳野山等豊かな自然資源を生かした魅力形成等、地域の特性を活かした交流人口・定住人口の維持を図ることが必要。	主要な事業の推進や防災力向上 志布志支所周辺は、本市の都市拠点として位置づけられ、人口や生活利便施設、国・県等関連施設等が集積した利便性の高い地区であり、現在も港湾や道路整備等が進められている。ただし、支所周辺人口は減少傾向にあるほか、周辺地域には災害の危険性もある。 都市拠点の人口維持や各種施設の充実に向け、港湾や道路整備等の主要事業の円滑な推進や、防災力の向上による市街地の安全性向上を図ることが必要。	地域内の人口及び交通アクセスの維持 松山支所周辺は、市全体の人口重心への近接性が最も遠いが、支所周辺の人口の松山地域内人口に占める割合は多い。また、生活利便施設等の集積がみられない。 道の駅等を活用した小さな拠点の形成や、交通アクセスの充実による他拠点との連携など、既存施設や道路ネットワークを活用し、地域住民の利便性の確保やコミュニティの維持を図ることが必要。
上位計画等及び各種データからみた行政の中心機能のメリット・デメリット	(メリット) ・現在、本庁機能を持ち、継続的な行政運営が可能 ・災害危険性が低い ・人口重心に最も近い (デメリット) ・徒歩や公共交通等によるアクセスが困難なほか、周辺にその他の生活利便施設の集積はなく、利便性が低い ・国・県等の施設への近接性が低く、関係機関との連携や主要事業の推進に置いて行政運営の利便性が低い ・周辺に防災拠点がなく、災害時の拠点間の連携が困難	(メリット) ・徒歩や公共交通等によるアクセス性が高く、周辺に生活利便施設が集積している ・国・県等の関係機関や港湾・道路整備等の主要事業への近接性が高く、効率的な事業推進が可能 ・災害時は周辺の拠点や道路・港を活用した広域連携が可能 (デメリット) ・周辺地域に土砂災害や津波等の災害危険性がある	(メリット) ・災害危険性が低い ・県道に接道し、道路からの視認性が高い (デメリット) ・人口重心に最も遠い ・徒歩や公共交通等によるアクセスが困難なほか、周辺にその他の生活利便施設の集積はなく、利便性が低い ・国・県等の施設への近接性が低く、関係機関との連携や主要事業の推進に置いて行政運営の利便性が低い ・周辺に防災拠点がなく、災害時の拠点間の連携が困難

II 本庁舎移転による経済効果について

本庁舎移転に係る経済効果の一部として、「職員の移動」と「来庁者数の変動」により分析する。

これらの移動等により増加・減少すると考えられる需要額を試算し、それが生産に対し及ぼす効果を分析するものである。

分析方法については、現状の購買等の状況を基礎とし、経済効果の波及については、「鹿児島県産業連関表 簡易分析ツール」により経済効果を分析する。

効果額は、各部門に需要が発生した場合の生産による波及効果を係数により算定している。

1 仮定条件

(1) 職員の移動と来庁者数の変動

① 職員の移動

職員数	移転前	移転後	比較
有明庁舎	310 人	237 人	△73 人
志布志庁舎	142 人	215 人	73 人
合計	452 人	452 人	0 人

② 来庁者数の変動

来庁者数	移転前	移転後	比較
有明庁舎	6,000 人	4,500 人	△1,500 人
志布志庁舎	10,000 人	11,500 人	1,500 人
合計	16,000 人	16,000 人	0 人

(2) 需要

① 有明庁舎周辺における需要

■ 飲食料品	① 職員の2割が1人平均500円の弁当を購入
	② 職員の1割が1人平均800円で飲食店の食事
	③ 職員の3割が1人平均3000円で夕食(年6回)
	④ 年間来庁者のうち2割が昼食時間帯に訪れ、うち1割が800円の食事
■ 商業	職員の2割が1人平均1000円商店街で買い物
■ サービス	職員の1割が週に1回娯楽・美容関連で7000円の消費

② 志布志庁舎周辺における需要

■ 飲食料品	① 職員の2割が1人平均500円の弁当を購入
	② 職員の2割が1人平均800円で飲食店の食事
	③ 職員の5割が1人平均3000円で夕食(年6回)
	④ 年間来庁者のうち2割が昼食時間に訪れ、うち4割が800円の食事
■ 商業	職員の3割が商店街で1人平均1000円の買い物
■ サービス	職員の2割が週に1回娯楽・美容関連で7000円の消費
■ 不動産	職員の3割が庁舎近隣の駐車場を借りる

2 分析

「職員の移動」と「来庁者数の変動」に伴う「有明庁舎周辺」と「志布志庁舎周辺」における需要について、以下の4パターンについて需要額をそれぞれ算出した。

- (1) 移転前の有明庁舎における需要額
- (2) 移転前の志布志庁舎における需要額
- (3) 移転後の有明庁舎における需要額
- (4) 移転後の志布志庁舎における需要額

移転前(1) + (2) と移転後(3) + (4) の差を求め、移転前後の需要の増加(減少)額を算出。

また、分析ツールを用いて経済効果についても同様に算出した。

区分	移転前		移転後		比較
	(1) 有明庁舎	(2) 志布志庁舎	(3) 有明庁舎	(4) 志布志庁舎	
職員数	310 人	142 人	237 人	215 人	
来庁者	6,000 人	10,000 人	4,500 人	11,500 人	
需要額	40,460 千円	31,940 千円	30,940 千円	48,490 千円	
経済効果額	63,260 千円	49,240 千円	48,380 千円	74,740 千円	
経済効果額計	112,500 千円		123,120 千円		+10,620 千円

3 分析結果

本庁舎移転に伴う職員及び来庁者の変動により、本庁舎移転後は、年間約1千万円の経済効果が発生すると試算される。

Ⅲ 過去の合併協議会での協議結果

- 1 平成 15 年 1 月 31 日 志布志町・有明町・大崎町合併協議会の設置。
 - ・ 3 町を同一請求関係町とする合併協議会設置の直接請求を受け、各町の議会では特別委員会を設置し、合併協議会設置議案について審議がなされ、3 町の議会でそれぞれ可決された。
- 2 平成 15 年 3 月 5 日
松山町から志布志町・有明町・大崎町合併協議会に参加したいとの申し入れあり。
- 3 平成 15 年 4 月 1 日
松山町・志布志町・有明町・大崎町の 4 町で「曾於南部合併協議会」が設置される。
 - (1) 曾於南部合併協議会での事務所の位置に対する協議（委員会での主な意見）
 - ・ 各町からの交通事情を考えると人口重心や地形の中心位置の有明町と考える。
 - ・ 中心地を考えると有明町。市役所の建設は先の問題。

(調整方針案)

新市の事務所の位置は現有明町役場の位置とする。なお、松山町、志布志町、大崎町のそれぞれの役場に総合的な機能を持つ支所を置くものとし、野方支所は野方出張所とする。

- 4 平成 16 年 1 月 29 日
第 8 回曾於南部合併協議会において大崎町が離脱表明し、曾於南部合併協議会は休止状態となった。
- 5 平成 16 年 4 月 1 日
松山町・志布志町・有明町の 3 町で、「南曾於地区合併協議会」を設置。
 - (1) 南曾於地区合併協議会での事務所の位置に対する協議（委員会での主な意見）
 - ・ 曾於南部合併協議会小委員会での決定結果を尊重すべきとの意見で一致。

(調整方針案)

新市の事務所の位置は現有明町役場の位置とする。なお、松山町、志布志町のそれぞれの役場に総合的な機能を持つ支所を置くものとする。

- 6 その他
南曾於地区合併協議会の中で「市の名称」についても協議がなされる。
旧曾於南部合併協議会においては、構成町の松山町・志布志町・有明町・大崎町の名称は使用しないという申し合わせであったが、新南曾於地区合併協議会では、選挙肢を増やすために構成 3 町の名称も可能とされ、歴史ある志布志の地名を推薦する意見があり、多数決により、新市の名称は「志布志市」と決定した。

IV 志布志市本庁舎移転検討委員会等での検討経緯

1 志布志市本庁舎移転検討委員会 部会組織

- 全体会議・・・ 志布志市本庁舎移転検討委員会（課長会全員）←事務局 企画政策課
- 部 会・・・ それぞれの部ごとに開催
部会の委員は、各課長と課長補佐（必要に応じて担当係長ほか職員も出席）

区分	担当課	担当業務
組織・機構部会 ◎部長 ○副部長	◎総務課 ○企画政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・組織、機構の検討 ・庁舎移転に必要な条例整備（地方自治法等関係法令との整合性） ・移転に伴う広報の在り方 ・その他必要な事項
施設管理部会 ◎部長 ○副部長	◎財務課 総務課危機管理室 情報管理課 建設課※ 産業建設課（志）※ 産業建設課（松）※ ○地域振興課（志） 議会事務局 教育総務課 学校教育課 生涯学習課 総務市民課（松）※	<ul style="list-style-type: none"> ・志布志支所執務室の効率的な配置 ・改修計画（老朽化の状況把握とその対応） ・駐車場の配置や利用計画協議 ・公用車の配置計画 ・松山・有明支所の配置案
窓口部会 ◎部長 ○副部長	◎市民環境課 税務課 福祉課 ○保健課 建設課※ 会計課 水道課 市民税務課（志） 福祉課（志） 総務市民課（松）※	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービス向上に向けた組織の再編 ・必要な人員体制（正職員、嘱託・臨時） ・業務分担（本庁・支所） ・必要な設備（機器等）
産業振興部会 ◎部長 ○副部長	◎港湾商工課 農業委員会 農政畜産課 耕地林務水産課 ○建設課※ 産業建設課（志）※ 産業建設課（松）※	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービス向上に向けた組織の再編 ・必要な人員体制（正職員、嘱託・臨時） ・業務分担（本庁・支所）
総合調整部会 ◎部長 ○副部長	◎企画政策課 ○総務課 各部長 各副部長	進捗状況の把握 部会間の連携

※は、複数の部会を兼ねる。

2 志布志市本庁舎移転検討委員会等での検討経緯（令和元年5月21日現在）

平成30年度

- 5月7日 第1回 本庁舎移転検討委員会
 - ・本庁舎移転に関する基本的な考え方、部会の設置、スケジュール等について
- 5月9日 市長・副市長協議
- 5月18日 志布志保健所 訪問
- 5月21日 県くらし保健福祉部保健医療福祉課来庁（課長外3名）
- 5月28日 第2回 本庁舎移転検討委員会
 - ・本庁舎移転に関する課題抽出及び具体的な移転案の検討について
- 6月26日 市長協議（志布志支所）
- 6月27日 志布志支所現地調査
- 6月28日 縣市町村課協議
 - ・本庁舎移転に関する地方自治法上の取扱いについて
- 7月11日 市長・副市長協議
- 7月13日 第3回 本庁舎移転検討委員会・現地調査
 - ・本庁舎移転タイムスケジュール及び計画案について
- 7月20日 教育委員会協議（教育長、教育総務課、学校教育課及び生涯学習課）
- 7月24日 視察研修・（湧水町）議会と執行部の別庁舎への配置の経緯等について
- ～25日 ・（長島町）分庁方式から本庁支所方式への移行の経緯等について
- 8月8日 市長・副市長協議
- 8月21日 市長協議（志布志支所）・現地調査
- 8月29日 市長・副市長協議
- 9月26日 ハローワーク大隅 大隅公共職業安定所 訪問
- 10月1日 教育委員会協議（教育長、教育総務課長及び生涯学習課長）
- 10月3日 そお地区障がい者等基幹相談支援センター 訪問
- 10月5日 医療法人左右会 訪問
- 10月9日 第4回 本庁舎移転検討委員会
 - ・中間報告、移転レイアウト及び部会組織について
- 10月10日 厚生労働省 鹿児島労働局来庁（職業安定課課長外3名）
- 10月11日 市長協議
- 10月15日 施設管理部会（第1回）
- 10月17日 窓口部会
- 10月22日 施設管理部会（第2回）
- 10月23日 産業振興部会
- 10月26日 組織・機構部会
- 10月30日 志布志保健所との協議
- 11月2日 総合調整部会（第1回）及び市長・副市長協議
- 11月9日 総合調整部会（第2回）及び担当課長協議
- 11月19日 市長・副市長協議
- 11月22日 市長・副市長協議

- 11月30日 第5回 本庁舎移転検討委員会
・本庁舎移転基本方針について
- 12月4日 庁議開催
・本庁舎移転基本方針の決定
- 12月7日 議会全員協議会（12月定例会）での説明
- 12月21日 まちづくり委員会（第1回）
- 1月11日 大隅地域振興局 総務企画課総務労災係 協議（対応：総務企画課長外2名）
- 1月18日 まちづくり委員会（第2回）
- 1月31日 市民説明会（志布志支所1階会議室）参加者62名
- 2月4日 市民説明会（松山支所2階会議室）参加者50名
- 2月5日 市民説明会（有明地区公民館ホール）参加者122名
- 2月26日 議会全員協議会（3月定例会）での説明
- 3月18日 第6回 本庁舎移転検討委員会
・本庁舎移転基本方針の追加項目について
- 3月19日 庁舎移転に関する関係課協議

平成31年度（令和元年度）

- 4月2日 庁舎移転に関する関係課協議
- 4月3日 市長・副市長協議
- 4月4日 志布志支所関係課協議及び教育長協議
- 4月8日 庁舎移転に関する関係課協議
- 4月15日 第1回 本庁舎移転検討委員会（市長・副市長含む）
・本庁舎移転に関する市長指示事項について
- 4月17日 志布志保健所 訪問（対応：支所長代理）
- 4月18日 志布志保健所事前協議（対応：所長、支所長代理）
- 5月10日 庁舎移転に関する関係課協議
- 5月13日 市長・副市長協議
- 5月14日 市長・副市長協議
- 5月15日 議会全員協議会（志布志支所）・現地調査
- 5月20日 市長・副市長協議
- 5月21日 議会全員協議会

